

令和8年 第2回定例会

南種子町議会会議録

令和 8年 6月 11日 開会

令和 8年 6月 19日 閉会

南種子町議会

令和8年第2回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（6月11日）（木曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	5
1. 日程第5 提案理由の説明	6
町長説明	7
1. 日程第6 一般質問	8
9 番 濱田一徳議員	9
1. 福祉に関して	
2. 農業対策	
1. 休 憩	19
4 番 福島照男議員	19
1. 稼げる魅力に勝る高齢者対策は、なし	
2. 地区別対抗、高齢者カラオケ大会の実施について	
3. 宇宙ヶ丘公園からの南西側景観対策について	
1. 休 憩	30
8 番 上園和信議員	30
1. 道路陥没の未然防止対策について	
2. 不登校児童・生徒の現状と支援策について	
3. 学校教育活動における国際交流の推進について	
4. 次期町長選挙への出馬への意向について	
1. 散 会	40

第2号（6月12日）（金曜日）

1. 開 議	43
1. 日程第1 報告第1号 令和7年度南種子町繰越明許費繰越計算	
書	43
総務課長説明	43

1. 日程第2 報告第2号 令和7年度南種子町事故繰越し繰越計算書	43
総務課長説明	43
1. 日程第3 報告第3号 令和7年度南種子町継続費繰越計算書	44
総務課長説明	44
1. 日程第4 報告第4号 令和7年度南種子町水道事業会計予算繰越計算書	45
建設課長説明	45
1. 日程第5 議案第31号 南種子町条例の読点の表記を改める条例制定について	45
総務課長説明	45
質疑	46
討論	46
採決	46
1. 日程第6 議案第32号 南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	46
教育委員会管理課長説明	46
質疑	47
討論	47
採決	47
1. 日程第7 議案第33号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	47
くらし保健課長説明	47
質疑	48
討論	48
採決	48
1. 日程第8 議案第34号 南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	48
建設課長説明	48
質疑	49
討論	49
採決	49
1. 休憩	49

1. 日程第9 議案第35号 南種子町名誉町民の選定（顕彰）に付き	
同意を求めることについて……………	50
町長説明……………	50
質疑……………	50
討論……………	50
採決……………	50
1. 日程第10 議案第36号 令和8年度南種子町一般会計補正予算（第	
2号）……………	51
総務課長説明……………	51
質疑……………	52
8番 上園和信議員……………	53
2番 野首久教議員……………	53
討論……………	54
採決……………	54
1. 日程第11 議案第37号 令和8年度南種子町介護保険特別会計補	
正予算（第1号）……………	54
くらし保健課長説明……………	55
質疑……………	55
討論……………	55
採決……………	55
1. 日程第12 議案第38号 令和8年度南種子町後期高齢者医療保険	
特別会計補正予算（第1号）……………	56
くらし保健課長説明……………	56
質疑……………	56
討論……………	56
採決……………	57
1. 日程第13 議案第39号 令和8年度南種子町水道事業会計補正予	
算（第1号）……………	57
建設課長説明……………	57
質疑……………	57
討論……………	57
採決……………	58
1. 休 憩……………	58
1. 日程第14 同意第1号 南種子町農業委員会委員の任命について……………	58

1. 日程第15 同意第2号	南種子町農業委員会委員の任命について	58
1. 日程第16 同意第3号	南種子町農業委員会委員の任命について	58
1. 日程第17 同意第4号	南種子町農業委員会委員の任命について	58
1. 日程第18 同意第5号	南種子町農業委員会委員の任命について	58
1. 日程第19 同意第6号	南種子町農業委員会委員の任命について	58
1. 日程第20 同意第7号	南種子町農業委員会委員の任命について	58
1. 日程第21 同意第8号	南種子町農業委員会委員の任命について	58
1. 日程第22 同意第9号	南種子町農業委員会委員の任命について	58
1. 日程第23 同意第10号	南種子町農業委員会委員の任命について	58
1. 日程第24 同意第11号	南種子町農業委員会委員の任命について	58
1. 日程第25 同意第12号	南種子町農業委員会委員の任命について	58
町長説明		58
質疑		59
8番 上園和信議員		59
討論		59
採決		59
1. 日程第26 請願陳情委員会付託		63
1. 散 会		63

第3号（6月19日）（金曜日）

1. 開 議		66
1. 日程第1 提案理由の説明		66
町長説明		66
1. 日程第2 議案第40号	工事請負変更契約の締結について〔令和 7～8年度荃南小学校建設事業 建築本 体A工区〕	66
教育委員会管理課長説明		66
質疑		67
討論		67
採決		67
1. 日程第3 議案第41号	工事請負変更契約の締結について〔令和 7～8年度荃南小学校建設事業 建築本 体B工区〕	67
教育委員会管理課長説明		67

質疑	68
討論	68
採決	68
1. 日程第4 委員長報告（陳情審査 総務文教委員会）	68
総務文教委員長報告	68
質疑	69
討論	70
採決	70
1. 日程第5 発委第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、 義務教育費国庫負担制度の負担率の引上 げをはかるための、2027年度政府予算に 係る意見書の提出について	70
総務文教委員長報告	70
質疑	71
討論	71
採決	71
1. 日程第6 閉会中の継続審査・調査申し出	71
1. 日程第7 議員派遣	72
1. 閉 会	72

令和 8 年第 2 回南種子町議会定例会会期日程

6月11日開会～6月19日閉会 会期9日間

月	日	曜	日 程	備 考
6	11	木	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 一般質問（3名）
	12	金	本 会 議 委 員 会	1. 議案審議 (1)報告 4件（報告第1号～第4号） (2)条例 4件（議案第31号～第34号） (3)事件 1件（議案第35号） (4)予算 4件（議案第36号～第39号） (5)人事 12件（同意第1号～第12号） 2. 請願陳情委員会付託 総務文教委員会
	13	⊕	休 会	
	14	⊕	休 会	
	15	月	委 員 会	総務文教委員会（陳情審査）
	16	火	休 会	
	17	水	休 会	

	18	木	休 会	
	19	金	本 会 議 (閉 会)	1. 提案理由の説明 2. 議案審議 (1) 事件 2 件 (議案第 4 0 号～第 4 1 号) 3. 委員長報告 4. 発議 5. 閉会中の継続審査・調査 (所管事務調査) 6. 議員派遣 委 員 会 全員協議会 議会議員定数削減等に関する調査特別委員会 広報編集委員会

令和 8 年第 2 回南種子町議会定例会

第 1 日

令和 8 年 6 月 11 日

令和8年第2回南種子町議会定例会会議録

令和8年6月11日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議長諸報告

○日程第4 町長行政報告

○日程第5 提案理由の説明

○日程第6 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平 畠 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
9番	濱 田 一 徳 議員	10番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長	日 高 一 幸	書 記	河 野 彰 子
-----	---------	-----	---------

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	木 田 美 幸
会計管理者 兼会計課長	日 高 左 京	企 画 課 長	立 石 勝 行

くらし保健課長 外 園 幸 喜

税 務 課 長 小 川 浩 輝

建 設 課 長 河 野 容 規

教育委員会管理課長兼
給食センター所長 立 石 拓 也

農 業 委 員 会
事 務 局 長 才 川 いずみ

町民福祉課長 岩 元 浩 美

総合農政課長 山 田 直 樹

保 育 園 長 鮫 島 幸 紀

教 育 委 員 会
社会教育課長 河 東 昭 寛

△ 開 会 午前 10 時 00 分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまから令和 8 年第 2 回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申合せ事項などのルールを厳守してお願いをいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番、平島 強議員、4 番、福島照男議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 6 月 11 日から 6 月 19 日までの 9 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 6 月 11 日から 6 月 19 日までの 9 日間に決定しました。

日程第 3 議長諸報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 3、議長諸報告を行います。

令和 8 年第 1 回定例会以後に開催されました各種行事、業務及び動静については、配付済みの議長諸報告のとおりであります。

詳しい内容については、毎月開催の全員協議会において報告をしておりますので省略をいたします。

次に、監査結果報告書については、令和 8 年 2 月から 4 月分までを配付しております。

以上で議長諸報告を終わります。

日程第 4 町長行政報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長 それでは、行政報告を申し上げます。

まず、5月初めに南日本新聞に掲載をされました小学校給食費について、南種子町5,100円との掲載がありましたが、自治体によりまして掲載時点での月額や令和8年度見込額が掲載されるなどのばらつきがあったようでございます。

本町は、4月時点の改定前の金額が掲載をされていたようでございます。掲載時点で既に本町においても令和8年度給食費の改定を予定をしておりましたが、その後の学校給食センター運営委員会や教育委員会において、物価高影響に伴う給食費値上げについて審議を行い、今年度は昨年度と比較して300円高い月額5,400円に正式決定をされたところであります。

また、本町では、昨年度に引き続き南種子産まれの黒毛姫牛を町単独事業といたしまして通年で毎月3回から4回、年間32回提供する予定としており、牛肉提供分を含めると月額5,900円ほどの給食費になるようでございます。

次に、パン給食の提供についてであります。

学校給食は、渡辺パンから12月に南種子町のみ供給停止の通知を受けておりまして、4月以降米飯給食のみを提供しております。給食センターには通知以降、調査を指示をしておりまして、町内及び島内事業者での製造、調達や県本土からの冷凍パン購入の方法、市販からの食パン購入の方法の3点について調査をいたしております。

町内及び島内事業者での製造、調達につきましては、給食提供分のパンを製造するための新たな機械購入や製造に携わる人員の確保、出来上がったパンを保管をするスペースの確保が必要になるとの御意見がございました。

次に、県本土からの冷凍パン購入につきましては、本土からの輸送費がかかることや新たに保管用の冷凍庫の購入が必要になるとのことです。

市販の食パンにつきましては、島外製造の食パンを島内店舗で購入することが可能であるとのことでもあります。

以上のことから、購入経費や納入の方法など細部の調査を行い、島外製造の食パンを町内店舗から購入をし、2学期からの提供が進められないか現在検討をしているところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、行政報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、町長提出の報告第1号から報告第4号、議案第31

号から議案第39号、同意第1号から同意第12号までの計25件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしました案件は、報告案件4件、条例案件4件、事件案件1件、予算案件4件、人事案件12件の計25件でございます。

それでは、報告案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

報告第1号は、令和7年度南種子町繰越明許費繰越計算書でございます。

これは、物価高騰に伴う生活者支援給付金事業（第2弾）ほか6件の事業でございまして、繰越額の確定に伴う報告でございます。

報告第2号は、令和7年度南種子町事故繰越し繰越計算書でございます。

これは、特定職員住宅補修事業ほか3件の事業でございまして、繰越額の確定に伴う報告でございます。

報告第3号は、令和7年度南種子町継続費繰越計算書でございます。

これは、荃南小校舎建設事業でございまして、繰越額の確定に伴う報告でございます。

報告第4号は、令和7年度南種子町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

これは、令和7年度生活基盤近代化事業でございまして、繰越額の確定に伴う報告でございます。

次に、条例案件について御説明を申し上げます。

議案第31号は、南種子町条例の読点の表記を改める条例制定についてでございます。鹿児島県が令和8年4月1日より読点の表記を改めたことにより、本町も県に準じ本条例を制定するものでございます。

議案第32号は、南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、空き家となっている教職員住宅を一般住宅に転用し、入居の対象を教職員に限らず、一般の方々まで広げ、地域での住宅確保を目的とするため所要の改正を行うものでございます。

議案第33号は、南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。国が定める介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、老朽化に伴う一般住宅2棟の解体撤去による除去と教職員住宅6棟の一般住宅への転用のため、所要の改正を行うものであります。

次に、事件案件について御説明を申し上げます。

議案第35号は、南種子町名誉町民の選定（顕彰）に付き同意を求めることについてでございます。南種子町名誉町民選考委員会へ諮問を行い、顕彰適当との答申をいただきましたので柳田長谷男氏を名誉町民としての顕彰をいたしたく、今回の同意を求めるものでございます。

次に、予算案件について御説明を申し上げます。

議案第36号は、令和8年度南種子町一般会計補正予算（第2号）でございます。1,570万円を追加し、79億3,510万円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、キャトルセンターの飼料費や宇宙ヶ丘公園駐車場及び花園整備工事、学校給食費の需用費などに要する費用が主なものでございます。

議案第37号は、令和8年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。地域介護予防活動支援事業の補助金の増が主なもので、32万8,000円を増額し、6億8,932万8,000円とするものでございます。

議案第38号は、令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）でございます。会計年度任用職員の共済組合負担金の増が主なもので、64万1,000円を追加し、1億2,264万1,000円とするものでございます。

議案第39号は、令和8年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。令和8年4月1日付人事異動に伴い、収益的支出を683万3,000円増額するものでございます。

次に、人事案件について御説明を申し上げます。

同意第1号から同意第12号までにつきましては、南種子町農業委員会委員の任命についてでございます。現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいので、同意を求めるものでございます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、以上25件であります。このほか追加議案といたしまして、事件案件2件を予定をしております。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第6 一般質問

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、一般質問を行います。

質問の順番、内容等については、お配りしております一般質問通告書により行います。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、濱田一徳議員。

[濱田一徳議員登壇]

○9番（濱田一徳議員） おはようございます。今朝テレビを見ていましたところ、今日は傘の日だそうです。しかし、天気は、からりと晴れてこう晴れると気分も晴れやかになるものです。ちょうど今私の嫁が旦那よりも孫がかわいいからといって実家に帰っておりまして、話す相手がいないもんですから、携帯電話に6月11日は何の日、歴史的に何があった日ということで検索をしましたところ、今日は皆さん方が大好きな渋沢栄一が国立銀行を設立した日だとか、田中角栄さんが日本列島改造論を刊行した日だとか、そういうのが出てきました。AIの時代になって非常にコンピューターが何もかも教えてくれる時代になりまして、そのうち一般質問もコンピューターが、AIが質問してAIが答えるというそういう時代が来るんじゃないかなと、もう議員も要らないという時代になるんじゃないかと心配しているところでございます。そのような時代が来ないように、その前に一般質問をしたいと思います。

福祉センターの建設について町長にお尋ねします。

福祉センターは建設されてから既に50年以上が経過し、補修工事の必要なところもだいぶ出ていると想像しております。以前、便所が故障し、数か月間使用できなかったときがあり、その頃そろそろ建て替えの時期に来ているのではないかと議論もありました。当時町長も必要なものであれば建て替えるということで積極的な考えを持っていらしたと思いますが、新型コロナウイルスによる感染症の影響であるとか、その後の物価高騰等々から自分の任期中は福祉センターの建て替えはできないと、無理であるというような答弁をされております。町民全てが同じ方向を向いて、福祉センターを建て替えにやいかんとかいうわけではないと思います。当然反対意見もあると思いますけども、私が以前から言っていますように、必要なものはつくるべきであって、必要ないものはつくらなくていいけども、どっちみち必要になるものは計画を持ってつくるべきだという考えを持っております。これまでの町長の答弁などからも同じ考えを持っていらっしゃるのではないかなと考えているところでございます。

そこで、1番目の質問ですが、福祉センターの建て替えについて、その後、何らかの検討がなされているのかどうか、もし検討がされているのであれば、その費用はどのぐらいかかるのか、あるいは財源はどこから持ってくるのか、また时期的なものとか、そういうのについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、濱田議員の御質問にお答えをいたします。

福祉センターにつきましては、昭和48年11月に国の厚生福祉施設整備事業を活用して建設をされ、地域福祉活動の拠点として整備をされた施設でございます。

建設から相当年数が経過をしており、施設全体の老朽化が進んでいることから、利用者の安全を考慮しながら、必要な修繕等を実施し、施設機能の維持に努めてきているところであります。

建て替えにつきましては、これまで幾度となく歴代町長のときからも検討されてきておりますが、相当の財政負担を伴うこともあり、住民のニーズや福祉機能を含め、現時点において具体的な整備方針を決定しているものはございません。

しかし、私も、議員と同様の考えを持っておりますが、これまでの議会などにおいてもいろんな考えがあることも承知をいたしております。そのようなことから、前回申し上げたのは、自分の今任期中の建て替えは無理であるとの答弁だったと思います。当然もう任期もあと10か月足らずですから、今任期中にいろいろまとめ、それは非常に無理があるというふうに思っております。

しかしながら、今後、施設の在り方について検討をしていく必要があるという考えを持っておりまして、次の統一地方選挙後、議会も新しい体制になりますから、早急に福祉センター建設計画を進められますように、場所、規模、機能、財源も含めた、これは幾通りかの計画案というのは出てくると思います。そのようなことから、この幾通りかの計画案を今年度中に取りまとめるように今指示をしているところであります。

なお、本町におきましては、給食センターなど多くの公共施設が更新時期を迎えておりますので、行政改革の観点からも公共施設全体の在り方や場所及び整備方針について、行政改革推進本部で総合的な整理調整を行うよう現在指示をいたしておりますので、今年度中にあらゆる手法、そういったものが出てきて検討を進めることといたしております。

それから、費用、財源についてもお尋ねがありました。

現段階では、施設の場所、規模、そして機能、整備内容が定まっておりますので、具体的な建設費用をお示しできる状況にはございませんが、仮に整備を行う場合には、国、県の補助制度や有利な地方債などの活用に加えまして、現在では民間活力を活用したPFI手法などがございますので、それらも含めた事業手法の一つとして研究をしていく必要があると考えております。

将来的な財政負担や公共施設全体の配置、機能などを踏まえながら、考えられる全ての事業手法について、今年度中に検討するよう指示をしております。したがって、今年度中に取りまとめられました、いろんな事業手法について、これはも

う選挙が終わった後、次の任期を託された町長、議員の新体制の中で速やかに進められますように現在研究、検討をしまいたいというふうに考えております。

ちなみに、過疎地域持続的発展計画における福祉センター建設事業については、現在令和10年度に実施設計額が7,084万2,000円、令和11年度に建設事業費が20億3,146万6,000円を計上をいたしておりますけれども、算出の根拠としては、令和5年度に現有施設と同規模の施設機能を想定をした事業費に物価上昇率を考慮して概算額を算出、計上しているようでありますので、ただ、今の現在の状況を踏まえますと、これがもっとかなり高額になることが考えられるのではないかと考えておりますので、これは動向を注視をしながら、今後やっぱり議会も含めた新しい体制の中で、こういった手法を選んで、どういう財源でどのように組み立てるかということまで含めた協議、検討が必要だろうというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 将来的には建て替えの方向ということで検討されていらっしゃる、また財源についても、非常に高額になるということで、これはやはり町民に対しても、大体建て替えるとしたらこれぐらいかかるんだと。そして場所がこうなんだということも具体的な計画が煮詰まったら住民の同意も得ながら、同意といえますか、住民の同意ですか、全く住民をないがしろにして建設を進めるというわけにもいきませんでしょうから、そこら辺の広報もまたしっかりやってもらいたいというふうに考えております。

次の質問に入ります。

介護タクシー利用者の補助金アップは考えられないかということで、これは南種子町在宅寝たきり高齢者等移送サービス事業です。これ以前一般質問で出したところ、町長も積極的にこれ大事なことだということで、予算もつけてくださりまして、最高1万円の補助を出すということで、非常に利用者としてはありがたいという声を聞いております。そして、昨年の実績を調べてみましたところ、申請者が16人で利用実績は6人ということで、28万6,000円が昨年度この事業にかかっているということをお聞きしました。この利用者は、ほとんど病院などへの利用ではないかなと想像しているんですけども、そこで、私はちょっと今まで引っかかっているのが、これ、のる一とは70歳以上であれば南種子町、予約をして、ちょっと温泉に行つてこようかなと、病院に行こうかなというような場合も100円で行けると。ところが介護タクシーを利用されている方が病院に行くにしても、これはもう介護タクシー以外に方法がないと、あるいは家族を呼んで、そしてみんなで乗せていくと、非常に負担も大きいのかなとっております。同じ福祉の観点から、のる一とはこの高齢者の足とか、バスなんかの利便性がないということで、こういう事業も始め

ておられます。だけど、自宅介護をされている方は、これ以上に苦しい方が多いんじゃないかと。極端な例を申し上げますと、自宅で寝たきりの老人を抱えている人たちは、それぞれ自分の仕事も辞め、自分の生活というのを犠牲にして、1日中付き切りの介護、あるいは付き切りじゃなくても、それに準じた介護をされていると思います。聞くとところでは、介護をしている人に月5,000円ですか社会福祉協議会からあるんですか、月5,000円という話を聞いたことがあるんですけども、そんな制度があったですか。後でまたそこは。これで、本当に大変な思いをされているなど。今、年金も国民年金であれば月に6万円以下2か月で11万円くらいです。非常にこの年金生活というのは苦しいところがあると思います。私が言いたいのは、今までこの日本を支えてきた高齢者の方、あるいは南種子町のために一生懸命働いて自分の生活を守ってこられた方、これがもう歳をとって動けなくなったと。これで病院に行くにしても介護タクシーを利用していかんないかと、そういう中で、健康で十分自分の足で動ける人たちが70歳になったら、のる一とを使って温泉にも行けると。ちょっとこの趣旨は違うかもしれませんが、この年配の方たちに対する助成といいますか、手助けといいますか、これが必要じゃないかなということで、もうちょっと介護タクシー利用者に対する助成を多くできないものだろうかということで、この前、屋根付きふれあい広場のネーミングスポンサーをGLOBAL THINK Plazaということで名称が決定して5年間、年間30万円の消費税込みの33万円ですね、このお金が年間入ってくると。それと特産品開発センターも同じように今ネーミングを募集しているということでもありますので、この年間30万円入ってくるんだったら、去年の実績が28万6,000円ということであれば、あとこのネーミング代をそれに充てたらもうちょっと援助ができるんじゃないかなということで、この質問を出しました。

なお、これは、介護タクシーの利用者から私に要望があったわけではありません。私が個人的にちょっとこのことについては前から釈然としないものを感じていたものですから、この質問を出しました。町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたしますが、先ほどの締めくくりで福祉センターの町民への説明であって、そういうことがちょっとありましたので、このことについては、説明方法や建て替えの時期、建設場所について現時点で具体的な方針が決まっておりませんので、これは将来的な調査、研究を今行っている段階だということで先ほど申し上げましたから、こういうことがしっかりと取りまとめられると思います。そして、その幾つかの、幾とおりにも出てくると思いますので、そのことについては、次の統一地方選挙後に一定の方向性がそこに投げかけられるでしょうから、新しい体制

の中で、共にこれは協議をし、検討を進める必要があると思います。そういった中で建設の時期とか場所とか、ある程度方向性が見えてこられたときに、これは住民の皆さんに、やっぱりスケジュールであったりそういったものについてもお示しをしながら意見を伺うということは重要なことだと思います。そのことについては御理解をいただきたいと思います。

それでは、この介護タクシーの関係でございますけれども、この事業につきましては、寝たきりの方の福祉増進並びに家族の介護負担を軽減するということを目的としておりまして、南種子町在宅寝たきり高齢者等移送サービス事業ということで、町単独事業として令和7年度から事業を開始いたしました。また、皆様御承知のとおり、スペースタウンのるーと南種子は4月実証をやりまして、令和7年10月から本格運行を開始したところでございまして、現在、高齢者も含めて全ての方が利用できる交通手段になっているところであります。

これは、ただ高齢者対策だけではございませんけれども、やっぱり過疎地、離島、いろんなところを見てみますと、こういう事業所もなかなか事業者任せ、民間任せにしておると廃業せざるを得ないところがかかり出てきております。そういう意味では、こういう事業をしっかりと組み立てることによって、皆さん方のためになるそういうシステムづくりというのは重要なことだということで始めたわけでありますので、御理解をいただいていると思います。利用者にとりましては、安価な運賃でドア・ツー・ドアの送迎ができることや、様々な予約方法が選べるなど、きめ細やかなサービスの提供が可能となっており、免許証返納をした方もおりまして、そういった方々からも、住み慣れた地域において社会参加を促進する環境整備にもなっているのかなというふうに思っております。

これまで高齢者を含めた、特に御家族の方々からも感謝の声が多数届いているところでありまして、これをさらに充実させていかないといけないなと思っております。そして、移送車両を使った福祉タクシーの助成については、これまで公立種子島病院につきましては大体往復で1万円から1万5,000円、西之表への医療機関については往復で4万円弱になるようでありまして、これを全額自己負担されていた方々に対する移動支援サービスということで、介護される方々や介助する方の身体的負担や経済的負担を軽減するということでありまして、熊毛郡内1市3町でも現在本町だけが取り組んでいる移送支援サービスであります。

現在、ほかの市町からも問合せが来ておりますが、なかなかこういうふうになっていくような方向にはまだないなと感じております。財源につきましては、これは地域福祉基金を活用いたしております。屋根付きふれあい広場の南種子町ネーミングライツについては、これは事業実施要綱第3条第4項にネーミングライツ事業に

より町が得た対価については、原則として当該施設などの運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものと定めております。

そして、屋根付きふれあい広場のネーミングライツスポンサー募集要領においても、その対価を施設の運営、維持管理費用に充てることで町民サービスの向上を図りますとしておりますから、ほかの事業の財源として使用することは、ちょっと適切ではないかなというふうな考えを持っております。

県内においてもネーミングライツの使用料に実施している自治体は多くありますが、ほとんどが同様に該当施設の運営、維持管理に充てているようでございます。また助成額につきましては、現在この寝たきり高齢者を対象としたタクシー利用助成を行っている県外の自治体では、年間で大体1万円から3万円弱を助成する自治体があるようであります。本町においては、これが非常に満足できるものになっているかというのは、議員からもあったとおりでありますけれども、月額の上限が1万円でありますので、年間で今12万円まで助成が可能となっております。

そして議員からありましたとおり、7年度は6名の方が1年間で合わせて45月の利用があったということで、1万円の上限を達した方が11月で全体の24%程度だというふうに報告を受けています。

このようなことから、現時点におきましては、まずは7年度からスタートしたばかりでございまして、そしてまた今8年度がスタートしております。早期に増加をするというのは非常に厳しいところがあるかと思っておりますけれども、県内、郡内の状況や今後の利用者の声、そしてまた利用状況いろんなことを情報収集をしたいというふうに思います。そして福祉タクシー料金の動向なども今後いろいろ世界情勢もちょっとおかしな状態になっておりますので、そういったものも見極めながら判断をしていく必要があるのではないかと考えておりますので、これについては御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） ふれあい広場、これのネーミング代の使い方というのは、あれで規則だったですか、これで決まっているということでもありますけれども、こういう法律とか条例だとか規則というのは、これはあくまでも目的があって、その目的を達成するためにいろんな意見の衝突を避けるために最終的な判断として法律が活用されるというものでありますので、また、確かに施設の維持管理ということで決められてやっていると思うんですけども、これは改正できるものであれば、その他、町長が必要と認めるものとか、いろいろ規則にありますよね。そういうあれも入っていなかったですか。条文の中には。そういうあれで積極的に検討していただきたいなと思っております。

というのは、先ほども申しましたように、今、日本の人口というのはだんだん少なくなってきた、昨年も日本全国で1.何人だったですか、1人の女性が出産した数が。このままでいくと南種子町も3月の時点では5,000人を割って、4月になってまた5,000人にぶり返したと、ずっとこういう状態が続いてきてますけど、私が9年前に南種子に帰ってきたときには5,700人と言われとったんですよ。それが今5,000人前後ということで、非常に危惧しているところなんですけども、子どもに対するいろんな補助といいますか、援助といいますか、こういうのにはもうだいぶ充実してきたんですけども、先ほど言ったように、この南種子を支えてきた高齢者の皆さん方、これに対する、年を取ったら本当寂しいのかなと、いろんな補助金なんかもなくて、そういう私の母が88で亡くなりましたけども、年金で2か月で11万ちょっとの年金、家があって自分で野菜を作って食べているから生活ができるものであって、これが、それこそアパートとかそういうところに、家が持ち家がなければ大変だったろうなと想像しているところなんですよ。

そこで、自分たちもやがては年を取ります。ある先輩が「赤子を笑うな来た道じゃもの年寄り笑うな行く道じゃもの」という言葉を私が30代のときに教えてくれた先輩がおったんですけども、自分たちが年を取っていつて将来的にそういう状況になったときに、やはりこの行政の手助けというのは、これは重要なことなのかなという思いからこの質問をしました。先ほども言いましたように現在介護タクシーを、福祉タクシーを使われている方、この方たちは非常に感謝していると思います。私が聞いた人もありがたかったということによっておられます。この方たちから私に要望があったわけではありません。これもあくまで私の個人的な主観で質問をしたところですので御理解ください。

次の質問に入ります。

農業対策ということで、私は何度も言いますけども、オーギ、カライモと米で高校まで大きくしてもらって学校にも出してもらいました。

この南種子は農家の町です。日本の国家も国の基準をなすものはやっぱり農家だろうと。昔から農家には非常に各施設の増設費や何やということで補助金もいっぱい出ています。農業方面に対しては他のいろんな補助金よりも農業に対するのが一番大きいのかなと思っております。と言いながら、農業は自由貿易化が進んできて日本の工業用品を外国に売るために外国から食料品を輸入すると。日本でも十分できるのに外国の安い食料品を輸入して、日本の農家、これは補助金で成り立っているというような、そういう状況が続いていると思うんですけども、最近、高齢化が進んで土地を手放し、そして若い人たちが大型の土地を集めて従業員を雇って法人化して、そして農業をやっている、そういうふうになりつつあります。なりつつあ

るというか現在なってますよね。そういう中で、ちょっと農家の方と話をしたときに、もう70過ぎてくるとオーギ、カライモはきついと、そしてシキミとかヒサカキを作っている人に今度は反対に話を聞いたら、非常にオーギ、カライモよりも仕事の的には肉体的には楽な面があるという話をされたんですよ。だけどオーギ、カライモを作っている人たちが70過ぎて、自分一人で夫婦でやっている農家さんが、じゃあもうオーギ、カライモをやめて、このヒサカキがいいというからヒサカキに変えようとかシキミに変えようかという場合に、これがお金が取れるまでには最低3年から4年はかかると言うんですよ。シキミを植えたり、ヒサカキを植えたりして。そして生産が始まれば割と安定した収入が得られるという話をされておりますけれども、ここで、いろんな問題がありまして、農地の集約化といっても名義変更の関係だとかそういうことでなかなか進んでいないのも実情でありますし、また、ハウス栽培であるレザーとか、ああいうのになると今度はハウスを作る金が相当かかるとかいろんな問題があって、割とスムーズにいくのはこの路地栽培の花弁類のかなと考えた次第なんですけれども、これを先ほど言いましたように、お金にするためには二、三年かかると。また荒れていた畑なんかを、これを肥やして、そしてそこに作物を作るようにしてお金を取れるというのにも、これもまた二、三年はかかるという話を聞きました。そこでこの南種子の農業、これの活性化を図る意味からも、この転作を考えている人たち、これに何らかの補助、例えば固定資産税を3年間は免除するとか、ちょっとそこら辺の補助があってもいいのかなと。新規農業を始める方については年齢制限がありますけど、国から補助が出ることなんですけれども、この地元の農家が転作、例えば先ほど言いましたヒサカキとかシキミに変える場合に何か補助はないのか、そこら辺を町長の答弁をお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、農業を取り巻く環境につきましては、農業従事者の高齢者や担い手不足、そして生産資材価格の高騰など、大変厳しい状況にあることは周知のとおりでございます。そのような中で農業経営の安定化や所得向上を図るために取組は重要であると認識をいたしております。

一方で、固定資産税の減免措置につきましては、地方税法の367条及び町税条例第71条の規定に基づき減免の実施をしているところでありますが、今回御提案いただいた優遇措置としては、ちょっと厳しいかな、適切ではないかなというふうに考えております。

その理由といたしましては、固定資産税は、原則として固定資産の所有者に対し、固定資産そのものの価値に着目をして課税するものでありますから、同一価値の固

定資産について、所有者によって異なる税負担を求めるということは適当ではないと思います。そのため、今回御提案の転作政策を実現させるための優遇措置として実施することは、税負担の公平性の観点も含め、非常に厳しいと考えておりますが、固定資産税の免除についての詳細については、後ほど税務課長から答弁をさせたいと思います。

またヒサカキやシキミなどの特用林産物につきましては、本町においてもこれまで生産振興に取り組んでまいりました。平成27年度には特用林産物の育苗施設を整備しております。そして県のかごしま特用林産物産地づくり事業を活用いたしまして、本町においてもメリクロン苗とか、それから低温冷蔵庫そして動力噴霧機など、こういったことに対する導入支援を行ってきております。さらに、離島活性化交付金を活用した海上輸送費の支援にも取り組んでおるところでありまして、加えて、令和7年度からは県のかごしまの特用林産物産地づくり事業によりまして、新規生産者に対する育苗経費の支援制度が設けられております。補助率は対象経費の3分の1以内となっており、本町においても令和7年度に1件の活用実績となっているところでもあります。

議員も御承知のとおり、町では特用林産物に限らず、他の市町村にはない町独自の政策として、肥料・飼料価格高騰対策については3年間やりました。そして引き続き堆肥投入支援事業を初め、水稻、さとうきび、甘しょ、園芸作物、果樹など幅広い品目に対する支援を現在実施しております。議員からありましたとおり、園芸とか、果樹とか、これらについてもこういう支援を始めたのは、やっぱり鹿児島県全体で見ても県内においては桜島の降灰対策事業があるんです。ただ離島にはそれがないので、やっぱり同じ作物を作るについても非常に厳しい状況でありましたから、農政課を中心にこういうものもやりました。町としては、この国・県の支援制度の活用を促進するとともに、また国・県の制度にないものについては、町単独事業により事業を実施するなど、期間を定めながら、所得向上につながるような、そしてまた、やっぱりそういう一定期間収入を得られないような状況であれば、そういう方については、状況をしっかりと把握した中で、支援できるような方向ができるのかどうか、そういうことについては検討してまいりたいと思います。

今後も、農業者の皆様の御意見を伺いながら、本町農業の振興と担い手の確保育成に取り組んでまいります。

○議長（塩釜俊朗議員） 税務課長。

○税務課長 それでは、固定資産の減免措置について御説明させていただきます。

固定資産税の減免措置につきましては、地方税法第367条及び町条例の第71条の規定に基づき、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産、

それから公益のために直接専用する固定資産、それから災害等により著しく価値を減じた固定資産の減免の実施をしているところでございます。

先ほども町長が申したとおり、今回御提案いただきました転作作物の奨励に対するの優遇措置としては、非常に適用するのは厳しいかなと考えておるところでございます。

その理由といたしましては、先ほど説明しましたように、固定資産税は原則として固定資産の所有者に対し、固定資産そのものの価値に着目して課税するものでありますから、同一価値の固定資産について、所有者によって異なる税負担を求めることは適切ではないと考えております。

しかし、個々の納税者についてみれば、真に担税力の薄弱な場合も考えられるので、そのような場合には、町の条例で定めるところによって固定資産税を減免することができるように定めておるところでございます。つまり、徴収猶予、納期限の延長などによって救済されないような場合の措置として設けられているものでございまして、原則として個々の納税者の担税力に着目して、真にその能力が薄弱なものに限り適用されるということでございますので、今回御提案いただいた作物転換政策を実現するためという優遇措置として実施することは、税負担の公平性の観点も含め、非常に厳しいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 丁寧の説明をいただきました。ありがとうございました。南種子の農家というのは、非常に全国的から農家はどこもだと思うんですけども、厳しいと思うんですよ。一般の我々、私も公務員をしてきましたが公務員の生活からしたら、農家の生活というのは決して豊かなものじゃないと。やり方によっては非常に収入を上げておられる方もいらっしゃいますけども、南種子の場合、やはり昔ながらのオーギ、カライモ、これが中心になってきて、今やっと花卉類であるとか、あるいはレザーであるとか、シキミであるとか、ヒサカキであるとか、こういうのがだんだん広がりつつありますけども、やがては将来的にはこの地球温暖化に伴って大型の台風なんかの被害とか、そういうのが出てきた場合に、そういう流れ的なあれもあるのかなと、いつまでもこのオーギ、カライモが続くわけじゃないよなというふうにも考えられますので、今後また検討する機会があるんじゃないかと思いますので、そのときはもう一度検討してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 最後に、いろいろ議員からも御提案をいただきました、そして明日はシキミ生産組合の総会もございまして、会長以下皆さんが一緒になるところでありますから、またそういう新規に始められる方、転作の方とか、今日出た意見もそこはちょっとお話を聞いたり、情報については今後どのようなことができるのか、どういう苗の供給等についてもどのようなことを取り組めるのか、いろんな話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、濱田一徳議員の質問を終わります。

ここで11時まで休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時00分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、福島照男議員。

[福島照男議員登壇]

○4番（福島照男議員） それでは、早速一般質問に入らせていただきます。

稼げる魅力に勝る高齢者対策は、なしということで、前回は、若年女性の減少問題について質問させていただきましたが、今回はこれから増加のピークを迎える高齢者問題について質問をさせていただきます。

生涯現役という言葉もありますが、いつまでも元気に過ごしていただける環境づくりとして、介護福祉政策の前段階での対策が非常に重要と考えています。本町の令和8年4月30日付の年齢別人口集計表によると、75歳以上の人口は1,053人で全体の20.8%、70歳以上になると1,488人で29.4%を占めています。年々高齢化率は高まり、人生100年時代を生きていくには、いつまでも元気に暮らせていける知恵と工夫は何よりも重要と言えます。80歳を過ぎても車やホイールトラクターに乗り込み、元気に農作業をこなしている姿を見るたびに、敬服してしまいます。そんなとき、私はいつもこう声掛けします。「いつまでも元気でよう頑張っちゃえな」すると、返ってくる返事は皆さんほぼ同じで、「働かんば食うちえいけんからじゃ」「じゃよな」と。お互い笑いを交えながら納得するものです。

生活のためとはいえ、体を動かし元気に働いている姿には、敬意を超えて神々しささえ感じます。高齢者の皆様には、これから先も長く元気に過ごしていただきたいし、そういう環境を整えていくのは行政の役割でもあります。本町においては、60近いサロンが開設され、コミュニティが育まれており、皆さんの生きがいになっ

ていると伺います。

農作業についても、現役並に頑張っておられる方もいらっしゃいますが、「隠居仕事よ」と言いながらも大勢の方々が頑張っておられます。こういう生活スタイルを大事にしながら、少しでも日々の小遣い稼ぎができれば、さらにわくわく感も増してくるのではないかと考えます。

そこで、今回2つの提案をするわけですが、あくまでも一例に過ぎず、ほかにもたくさんのアイデアがあると思うので、皆さんで考え、進化させていただけたらと思っています。

そこで質問です。稼げる魅力に勝る高齢者対策は、なしといたしまして、2つ提案いたします。

1番目は、稼げるサロンづくり構想というものです。今あるサロンの大半は、健康体操であったりとか、お茶飲み、お話会であったりとか、習い事であったりとかしますが、稼げる要素がありません。今あるサロンのメンバーでもよいし、無理があれば新しいメンバーでグループをつくっていただく。最初の試作品づくりにはサロン手当として経費を見てあげるなど。もちろん生活資金となる稼ぎは厳しいかと思いますが、幾らかでも小遣い稼ぎになるような稼ぎができれば、不思議とわくわくしてくるものです。このわくわく感が非常に重要なんです。

今度新しくできた農林水産物加工センターであったりとか、各地区の公民館施設を利用してお菓子づくりなどを行い、トンミー市場を利用して販売してはどうかという提案です。

郷土づくりなどは技術の伝承にもなります。個人での施設利用にはためらいも出てきますが、グループで行えば、楽しさも倍増して絆が深まり、何と言っても売上げになるわくわく感が共有できます。トンミー市場を有する本町だからこそできる取組ともいえます。町長の見解を聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、福島議員の御質問にお答えをいたします。

現在、本町におきましては95のサロンがございます。各地区に設置をしている地域支え合い協議会の活動の一環として、茶話会、そして日本舞踊、レクダンス、健康体操やゲートボール、清掃、美化活動などを行っているようであります。

グループポイントを付与しているサロン活動は、鹿児島県要綱に基づいた南種子町高齢者地域支え合いグループポイント事業実施要綱により実施をいたしております。サロン活動の中で利益を追求することは、事業対象外となっているということです。

高齢者地域支え合いグループポイント事業は、高齢者の介護予防や健康づくり、地域における支え合い活動の推進を目的としていることから、営利活動を事業として実施することは、本事業の趣旨、目的にそぐわず適切なものではないということです。

また、御提案の農林水産物加工センターで手作りのお菓子などを生産し販売をする場合は、その団体が保健所の許可を受ける必要がございます。

さらに、公民館等の施設で加工品の製造を行う場合につきましても、衛生管理上、その施設自体が保健所の許可を受けなければならないところでもあります。

地域の高齢者同士が創作活動や加工体験などを行うことは、手先の運動や脳の活性化、認知症予防、さらには参加者同士の交流促進につながる有意義な活動であるのではないかと考えてもおります。

なお、高齢者の皆様が主体性をもって、自主的な活動として加工品の製造や販売等に取り組むことを妨げるものではなく、関係法令や必要な許可等を遵守した上で実施される活動については、それぞれの地域における高齢者の活躍の場の一つであると認識しており、大いに期待をするものであります。

一方で、本町として高齢者の方々を稼げるグループとして組織化をし、町が主体となって運営や一部の経費を助成するというにつきましても、運営体制や財政負担の観点から新たな事業として展開する考えは、現時点では持ち合わせておりません。

高齢者の活躍の場については、トンミー市場の前身である地場野菜販売所が地産地消を図るとともに、高齢者の労働意欲や農業生産の一助となることを目的に設置をされ、現在のトンミー市場の発展につながっているところでもあります。

また、シルバー人材センターにおいては、自分のものとして考え、自分たちの力で育て、一緒に力を合わせて働き、お互いに助け合うということを基本理念として活動されており、本年度は設立10周年の節目の年を迎えております。令和7年度の受注件数は260件でありまして、前年度と比較して90件の増となっているようでございます。さらに、受託事業収益から算出される配分金につきましても、約3,700万円となっているところでございます。

このように、本町といたしましては、高齢者の活躍を推進するための既存の事業や仕組みの充実、強化を図りながら、より多くの方々が参加しやすい環境づくりに努め、地域活動の活性化につながる取組を支援、推進してまいりたいと考えているところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 答弁ありがとうございました。サロンの数は95ということで、

私60と申しまして、私の勘違いでございまして大変失礼いたしました。

今、町長が答弁されたように、私もサロンについては、いろいろ制約もあるだろうから、現状はなかなか厳しいなというのは、想定の中での質問であります。ところが、この考え方、やっぱりサロンが目的じゃなくて、このサロンの目的というのは、フレイル予防の対策の一環でもあり、いつまでも元気な高齢者に頑張っていたくという中でできている政策でもあります。本町だけの問題じゃなくて、全国的に行われているわけで、本町は本町独自に、またこういう対策を考えてもいいのかなと、考える余地はあってもいいのかなと思っています。あくまでもサロンという、こういう福祉、目的は福祉対策、高齢者福祉対策ですが、サロンという枠にとらわれずに、そういうところに取り組んでいくというところは非常にいいなと。もちろん町長のほうから、利益を出すところになかなか手が出しにくいというのも分かるんですが、確かに福祉政策の中で、そこは非常に厳しいハードルではありますが、この利益を出すところの一番の良さは、わくわく感ですよ。わくわく感が日々の生活の中で非常に私は生きがいになると思っています。ドキドキ感はかなり心臓に悪いですから、ドキドキ感はいけません。このわくわく感是非常に高齢者の日々の生活の中では大事だなと思っていますので、そういう意味で今回の提案をさせていただいたわけです。行政としては利益を出すところに施策は厳しいというのはよく分かるんですが、高齢者対策の中で元気に過ごしていくために、この日々の生活の中で、作業の中で、このわくわく感を感じていただくという観点から見れば、こういう見方もいいのかなと思っていますので、そこはまた違う形で取り組んでいただけたら非常にありがたいなというふうに思います。

次の質問に入ります。トンミー市場の手数料割引き導入を検討してはどうですかという質問です。

現在、町内外の利用者に対する手数料差額は設けていますが、町内利用者には一律となっております。トンミー市場の運営経営状況を考えると、安易な手数料割引きには抵抗もありますが、この発想に至った経緯には、年配者たちの発する声にあります。子育て支援制度についてですが、「今の若い人たちはよかなあ、国から銭をもらって子育てできて、どめえにや何もなこうちゃ」とよく愚痴られます。そういう胸の内を聞かされるたびに、何かしらの特典があってもよいのではないかと考えさせられるわけですが、割引制度導入により、若者に負けてられないなと少しでも感じていただき、トンミー市場への出品に精を出してくれる方が出てきますと、生活に張りを感じていただける一因になるのではないかと考えます。

当然、現状のままだと手数料額は減りますが、出品数も増える可能性もありますし、トータルで見ますと、高齢者対策ということで医療費や介護福祉費が減少する

可能性もあります。そういう意味では1つの策ではないかなとも考えるわけです。担当する企画課としては厳しい条件と言えそうですが、福祉政策の観点から応援をいただければ、さらにトンミー市場の存在意義が高まるのではないかと考えたりもします。ぜひ検討していただきたいと思いますが、町長の見解を聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 答弁をいたします前に、先ほどのことにつきまして、少しお答えをしておきますが、そういうグループをつくって高齢者がやっぱり稼いでいくという、それは非常にいいことだと思います。そして、私どもが、サロンの中では皆さん、この要綱に基づいてそれぞれがやっておりますので、そのこのほうについては県の要綱に基づいておりますから対象にならんということでもあります。やっぱりそういうグループで、今度は現在もつのまき、かからまんじゅう、そしてお餅、いろいろ販売をしている方もおります。そういったものも継承されていくでしょうし、そういうものをグループでやられるということが非常にいいことだと思いますけれども、そのために新しく加工センターもできましたから、私はいろんな意味で、向こうに瞬間凍結機もありますし、できたてのものをできたての状態で保存ができるとか、そういうものをどんどんテストキッチンを使っただいて、そして、廃棄するようなことにならないような、そういうことも試していただければということで、今、多くの方がいろいろ、いろんなことを試そうとしているようですので、そういうところで後押しはできると思いますが、ただ、先ほど申し上げましたように、いろんなそういう頑張っておられる方も、保健所の許可であったり、そういうものも必ず厳しい部分をクリアしないといけないので、そこについては、どうしてもしっかりやっていただく必要があるということですので、御理解をいただきたいと思います。

トンミー市場につきましては、平成26年に農林水産物や地場産品を利用した加工品等を委託販売をし、地産地消の推進、そして生産者の所得向上及び町の活性化を図るために設置をされております。利用者の使用料は財源として運営を行っておりますが、年々販売金額も増加をしております。令和6年度には販売金額は2億円を超えております。令和7年度決算においても同様の年間販売金額となっているようでございます。高齢者の方々におけるトンミー市場への出荷につきましては、単なる農産物の販売の場ということではなくて、生きがいきりや健康づくり、社会参加の促進という側面も有しているものと私も認識をしております。実際にトンミー市場の出荷者の約60%は高齢者が占めておりまして、多くの方々が生産活動に取り組まれております。野菜づくりや出荷作業そのものが日常的な運動機会となるほか、出荷者同士や来店者との交流を通じて地域との関わりを維持する機会にもな

っているようでございます。

自らが育てた農産物や加工品が販売されることによる達成感と収入の確保は、生きがいや意欲の向上に寄与されているものと考えております。

このようなことから、現在のトンミー市場への出荷活動そのものが、健康維持や介護予防、閉じこもり防止など高齢者対策の一環として一定の役割を果たしているのではないかと考えております。

議員からありましたトンミー市場への出荷手数料につきましては、市場の運営に必要な経費の一部を負担していただいているものであり、新たな助成制度を導入した支援というのは、今のところは考えておりませんが、本町は、御意見ありましたけれども、「若い人たちはよかなあ」と言われている子育て支援制度だけではありませんで、そういうことから職員も一緒になって、いろんなことを考えながら、高齢者の方々にメリットがあるような、そして温泉も含めて、そういう割引制度もちゃんとできております。

そして、今、一番高齢者の方々が元気で暮らしていけるような、そういう仕組みづくりということで、先ほども申し上げましたけれども、地域公共交通のるーとの運行も開始をしたところであります。そして、高齢者が元気に自由に動ける仕組みづくりに取り組んでおりますので、そこについては御理解をいただきたいというふうに思います。私どもは、職員とともに、一部の若い方々だけでなく、全町民が暮らしやすいまちづくりをするということが基本でありますので、今後も議員各位からの御意見をしっかりと賜りながら、そして町民の意見を聞きながらできることについては、しっかりと協議、検討はしてまいりたいと思います。

さらに、シルバー人材センターについても、先ほどの質問でも答弁いたしました。が、高齢者が長年培ってまいりました知識や経験を生かしながら活躍できる場として、ここも大変重要な役割を担っていると思っております。今後も、トンミー市場における生産活動、そしてシルバー人材センターの活用を通じて、高齢者が地域の担い手として元気に活躍ができますよう推進をしてまいります。

島内の3市町のシルバーセンターの実績については、状況がいろいろあるようでございますので、この後、担当課長から報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 町民福祉課長。

○町民福祉課長 それでは御説明いたします。

令和7年度の島内シルバー人材センターの実績につきまして、南種子町シルバー人材センターの会員数は152人、受注件数が260件、就業延べ人員が8,083人、契約額が4,339万円、就業率は75%となっております。また、中種子町シルバー人材センターにつきましては、会員数52人、受注件数163件、就業延べ人員3,611人、契約

額2,583万円、就業率57.7%となっております。

西之表市シルバー人材センターにつきましては、会員数150人、受注件数572件、就業延べ人員5,826人、契約額3,438万円、就業率43.3%となっております。

本町のシルバー人材センターは、島内においても会員数及び就業率が高い水準にあり、多くの高齢者の就業機会の確保や社会参加の促進に大きく寄与しているものと認識しております。

高齢者が長年培ってきた知識や経験を生かし、地域の担い手として活躍できる重要な受皿となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。話は少し戻りますが、稼げるサロンについては、また違う形で、サロンじゃなくて、どういう形で農林水産加工センターを利用できるか、また各地区にある公民館施設の有効利用がさらにできないのか、そこら辺については、いろいろ検討しながら、機会を得て相談させていただきたいと思います。

トンミー市場の手数料については、現状でも11%ぐらいですから、通常の民間から比べれば、はるかに低く設定されているというふうに感じます。民間ですと、最低でも15%ぐらいないと成り立たないわけですが、さらに引き下げはできないかという要望なので、多少無理感はあるんですが、福祉政策という観点も踏まえながら、町長も答弁したように、高齢者の日常生活の中で元気になると。毎日日々出荷していることそのものに意義があるということは当然そのとおりなんです、さらに恩恵を見出してもいいのかなと、仮に1%でも、気分的に人は変わるものですから、そういう検討もあってもいいのかなと思ったりして、要は行政は縦割りで行くわけですが、住民としては縦割りよりも、総合的にどう判断するかという立場から見ると、当然トンミー市場の経営というのは第一に考えないといけないわけですが、一方では医療費、介護費が相当使われておりまして、これを削減する対策ということで、所管課も大変苦労しているわけですが、現在でもフレイル予防対策ということで、一生懸命頑張っておられるわけですが、なかなか実効性のあるものがないとは言いませんが、少ないのも現実でありますので、そういう観点から物事を見ながら政策を考えていくのも一つの方法ではないのかなというふうに思ったりするものですから、そういう質問をさせていただいたわけです。

また次の機会に違う形での御提案もできればなと思っております。

次の質問に入らせていただきます。

地区別対抗高齢者カラオケ大会の実施についてということで質問を上げておりま

す。議会で取り上げ、行政がわざわざ関与してまで実施するものではないとも考えたわけですが、老人会に丸投げしてやっても、なかなか開催は厳しいなと考えるわけです。カラオケ大会となれば、音響設備とそれを動かすスタッフが必要になります。そのために、あえて今回この場で取り上げさせていただいたものです。ゲートボール大会や運動会等も盛んに行われており、非常に元気な高齢者が頑張っておられます。ところが、なかなか体が不自由な方も中にはいらっしゃいます。運動になかなか参加しづらいという方たちもいらっしゃいます。また、非常に歌好きな年配者もたくさんいらっしゃいます。関係の方とお話をさせていただいたところ、「多かろう、歌の好きな年寄りは」という声も聞かせていただいたわけですが、なかなか大勢の前で歌う機会も少ないということで、ここは何とか運動にプラスして、こういう大会等も企画してもどうなのかなと思ったりしておりまして、今回あえて提案をさせていただいたわけです。歌の上手な人ばかりじゃなくて、お笑いを取る人とか、衣装で売る人とか、熱唱してもらおう方と、いろんな方がいるかと思うんですが、そういう方たちに大勢に参加してもらえたら、別にそれを地区別で対抗というのではなくても、町内の高齢者全員が対象になればいいわけですので、そういう企画もあってもいいのかなと思ったりするわけですが、町長の見解を聞かせていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 福島議員の御質問にお答えをいたします。

高齢者の皆様によるカラオケ活動につきましては、単なる娯楽ではなく、人との交流を通じた心身の健康増進や孤独感の解消を目的とするものであり、高齢者の生きがいづくりにもつながる有益な活動であるとは考えます。また、歌うことや聴くことは、歌詞を覚えたり、リズムに合わせて発声したりすることにより脳が活性化することから、認知症予防にも一定の効果が期待されるのではないかと思います。高齢者カラオケ大会の開催に当たり、議員からもありましたように、音響設備の確保や会場設営、参加者の取りまとめなど、運営面等の課題もあるかと受け止めております。

一方で、本町におきましては、ボランティアグループともしびを中心に、毎年秋に町内を3つに分けて、3日間に分けて開催をする高齢者お楽しみ会というのが、熊毛管内でも南種子町だけがずっと行っております。これは、社会福祉協議会、そして商工会、種子島警察署などの御協力もいただきながら、カラオケや踊りなどの披露も行われるなど、高齢者の皆様が交流を深め、毎年楽しみにしている、そして楽しんでいただく機会が設けられているところであります。警察官の方々もそうですけれども、やっぱり今注意をしなければならない詐欺のことや、交通安全のこ

とやら、そういうお話もしてくれますし、いつも御案内いただきますので、私も商工会の役員、そして警察官も、町長も歌えと言われるので、毎年カラオケで歌を3日間歌います。そして警察官も、交通課長も来てくれましたが、商工会の役員も来て歌を歌っていただいて、高齢者の皆さんも歌いますし、非常に盛り上がり、交流しておりますので、こういうことも議員の皆様方も一回御覧いただければありがたいかなと思います。さらに、先般、ある地区におきましては、高齢者学級の開校式に合わせまして、地域の高齢者が一堂に会し、いきいき音楽会というものを開催したようであります。そして、カラオケや懐かしい歌と踊りの披露が行われまして、大変盛況であったと、そういうお話を伺っております。このように、カラオケを含めた交流活動につきましては、地域や各関係団体が主体となり、それぞれの実情に応じて自主的に取り組まれているところございまして、現在のところ、町がこれを開催してくれとか、そういう要望は具体的には伺っておりませんが、なかなか、この提案の地区別高齢者カラオケ大会につきましては、高齢者の交流促進、生きがいつくりの観点からは意義があるものとは考えますけれども、新たな事業として町が実施するということは運営体制であったり、課題が多いのかなというふうに感じておりまして、現時点では、これを即実施するとかということは申し上げることはできないかなというふうに思います。

今後につきましても、既存の事業の充実を図るとともに、高齢者の皆様が住み慣れた地域で生き生きと活動できる、そういう環境づくりというものには努めてまいりたいと思います。そして、私どもが毎年御案内いただく高齢者お楽しみ会ですけれども、音響設備もどこにでもあるわけではありませんので、これは社会福祉協議会が設備を持っております。

そして、この3日間のお楽しみ会のときは、カラオケを社協のほうからお借りして準備をしていただいて、そして温泉センターで実施をするものでありますので、これは一番、社会福祉協議会もいろいろお話を聞いても可能性はどうかというふうに思ったりはしますけれども、現状としてはそういうことございまして、御理解いただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 現状でも盛んにされているということですね。それは非常に、それで大いに意義があることですので、継続してやっていただきたいなと思います。

この町内全体でのカラオケ大会については、私は諦めずに今後も開催に向けて追及をさせていただきたいなというふうに思っております。そんな中で、この質問書を出した後なんですが、その後に各地区では、各自治体ではどういう取組をされているのかなというのを調べてみたんです。その中で、うちの家内が見つけてくれた

記事がありまして、これは質問の後でしたので出していないんですが、「カラオケ使って介護予防」ということで、日本の大手通信メーカーと愛知県瀬戸市がコラボして、介護予防対策ということで取り組んでいる記事があります。フレイル予防であつたりとか、認知症の低減であつたりということで、カラオケだけじゃなくて、その音響通信を通じて健康体操であつたりとか、専門的な知識であつたりとか、そういうのもやり取りができるような中身の通信機能があるということで載っておりまして、全国の自治体、公民館とか集会所施設で、2万5,000の施設にこの機械が入っており、それぞれでカラオケを歌ったり、健康予防知識を勉強したりとか、そういうのがされているようです。これを先に見つけたら、今回の質問にも上げたかったんですが、今回間に合わなかったので、担当課長のほうに資料をお渡ししますので、ぜひ前向きに検討していただいて、機械もそう高くはないかと思いますので、これについてはぜひ継続審議で、次期質問のときに再度質問させていただいて、カラオケ大会の実施も諦めずに、そこにつなげていきたいなと思っていますので、よろしくをお願いをしたいと思っています。

それでは、最後の質問になります。宇宙ヶ丘公園からの南西側景観対策についてということですが、建設課長と打ち合わせをさせている中で、あそこは南西側じゃなかと、南側か南東側だろうと指摘を上げたのですが、訂正をさせていただいて、南の方角ということで訂正をさせていただきます。日頃から宇宙ヶ丘公園の利用は盛んでありまして、今年度もロケット打ち上げが7回計画されております。明日ロケット打ち上げがあるわけですが、利用者がさらに増えると思われます。

残念ながら、展望台のある見学場所では、ロケット基地のほうは見えるんですが、正面、前之浜に向かって右側の方角が、高木のために視界は遮られているという現状がありまして、せっかくの眺望が台無しになっているなと思っているわけです。何が原因かなと思って、いつも不思議に思うんですが、高木ですから、伐採すれば済む話かなと思ったりもするんですが、なかなかそこに至らない原因があるのかどうか、ちょっと教えていただきながら、あの眺望を維持するため、これからの宇宙ヶ丘公園の整備計画等もあれば、そこら辺の対応も含めて、見解を聞かせていただきたいなと思っています。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 御質問にお答えをいたします。

宇宙ヶ丘公園の展望台の南側における景観対策について、御説明を申し上げます。

宇宙ヶ丘公園は、昭和62年12月に都市計画公園として、名称及び区域の変更を行い、整備をされた公園でございまして、現在まで多くの町民や観光客の皆様にご利用いただいております。議員御指摘のとおり、今後予定をされているロケット打ち

上げに伴い、公園利用者のさらなる増加が見込まれる中、公園から良好な眺望を維持、確保することは、本町の観光振興や地域の魅力向上を図る上で重要なことであると認識をしております。

御質問のこの高木の伐採については、対象となる区域は町有林であるようでありまして、現地の状況については既に確認を行っております。

景観の確保については、この周辺環境への影響なども踏まえながら、適切な維持管理を検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の整備計画についてであります。令和5年及び令和7年の第4回定例会における一般質問でも御答弁申し上げておりましたとおり、宇宙ヶ丘公園の魅力向上に向けた構想や整備計画を策定し、その事業化について検討していく必要があると考えております。

現状といたしましては、企画課において、宇宙のまちづくりの観点から、宇宙ヶ丘公園の敷地を活用した交流拠点施設等の整備の可能性についても、現在、複数の企業等も含めた担当者レベルで調査・研究を進めているところであります。

その状況も踏まえながら、今後におきましては、公園全体の在り方や利用環境の向上も含め、景観対策と合わせて、総合的に調査、研究を進めていく必要があると考えております。なお、この樹木の伐採については、今回は町有地だということでもありますけれども、いろんな国有林やら、道路の関係でも、町民から要望がありますので、即、まちづくり公社でも対応をいただいているようでもありますけれども、今回、非常に国有林はなかなか言っても、国有林はそういう手を入れてくれないので、そこを伐採したところ、大変なお叱りを受けたようであります。

ただ、私は、秋に毎年会議がありますので、九州営林署であったり、そういうところに申し上げようと思っておりますが、そうであれば、しっかりと国有林の管理をやっていただくことをお願いをしようと思っております。災害がこの前あったときもそうでしたけれども、崩れる恐れがあるところについても、触るなというふうに言うんですよ。災害にも支障が出ましたし、国のほうにもいろいろ話をしようとしたら、当時は解決したのですが、非常に難しいところがありますので、そういうところもしっかりと調査をしながら、あとでトラブルにならないように、環境についてはしっかりと進めていきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 確認ですが、大半は町有林ということだったのですが、あの眺望を維持するために樹木伐採をすると、国有林にも引っかかるというところがあるという話になるんですか、確認だけさせてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 宇宙ヶ丘公園の議員から御質問があった、そこ周辺をずっと調べました。そこには国有林はないということです、町有林で一気に切り過ぎた状態がどうか、いろんなことが支障が出ないように環境に注意をしながらやりたいということでもあります。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。これで私の質問は終わるわけですが、高齢者対策については非常に課題も多いし問題も多いし、よくやっていただいているという現状もあるのですが、まだまだやり足りないというところもかなりあるかなというふうに思っております。そういうことで、また引き続き、高齢者対策については質問をまた次回もさせていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、福島照男議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時とします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、上園和信議員。

[上園和信議員登壇]

○8番（上園和信議員） 日本の主力大型H3ロケット6号機打ち上げ。6月10日午前9時53分に予定されておりましたが、10日の天候悪化が予想されたため、打ち上げは延期となりました。新たな打ち上げは6月12日午前9時53分59秒に打ち上げると発表しました。

今回打ち上げる6号機は、30（さんぜろ）形態という新しいタイプの試験機。日本で初めての試みで初飛行。自国の輸送手段確保、低コスト化による国際交渉力の獲得などを目指して開発されたということでもあります。30（さんぜろ）形態とは、液体燃料を使う主エンジン3基、固体燃料の補助ロケット0本を意味するそうであります。この試験機には、国内の大学やフランスの企業が開発した重さ約10キログラムから65キログラムの超小型衛星6機を搭載して打ち上げる予定であります。

日本の新しい大型基幹ロケットH3、6号機、打ち上げ成功を町民とともに御祈念したいと存じます。

5月20日、鹿児島県宇宙開発推進協力が鹿児島市で開かれ、2026年度に種子島宇宙センターから7機、内之浦から2機のロケットを打ち上げる計画が説明されたようであります。

そもそも世界は、人工衛星打ち上げのただ中にあると言われております。位置情報や通信、気象、安全保障のインフラ化で、需要は右肩上がり。2021年に136回だった打ち上げ回数は、2025年には316回へと跳ね上がっているようであります。日本の宇宙開発、大きく進展し発展しております。

南種子町並びに種子島全体にロケット打ち上げがもたらす恩恵、大きく計り知れないものがあります。さらなる全面支援、協力体制を構築していくことを痛感しているところであります。

一般質問に入ります。

令和7年1月28日、埼玉県八潮市で下水道管の破損を起因とした大規模な道路陥没が発生し、それ以降、インフラの老朽化や道路陥没の危険性に対する世間の関心が高まっている現状にあります。

言うまでもなく、道路は私たちの暮らしに欠くことのできない最も重要な社会インフラであります。スムーズな人の往来や物流、緊急時における救急車、消防車等の救助活動、災害時の救援、復旧活動も道路が途切れることなくつながっていればこそ可能なのであります。

国土交通省によりますと、地下の空洞化による道路の陥没は全国で毎年1万件前後が発生しており、本町でも数年前に町道長谷平山線で数か所の陥没が見られたところであります。

新聞報道によりますと、道路下の空洞の有無を調べる道路下空洞調査の未実施自治体が7割超に上ることが自治体アンケートで分かったとの記事を目にしました。

国土交通省はこの実態を受け、道路法を改正し、調査費の自治体負担を軽減するための制度を令和8年度にも創設する方針で、調査を促進させるようであります。

町道等の安全歩行、安全走行確保の観点から、道路下空洞調査に取り組む考えはないか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、上園議員の御質問にお答えをいたします。

道路陥没の未然防止につきましては、町民の皆様の安全な通行を確保する上で極めて重要な課題であると認識しております。

議員御指摘のとおり、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故を契機として、全国的に道路インフラの老朽化や路面下空洞に対する関心が高

まってきたております。また、本町におきましても、過去に町道長谷平山線において複数箇所の路面陥没が発生した経緯があります。道路管理者として、道路の安全確保の重要性を改めて認識しているところでございます。

本町においては、過去に舗装の劣化状況等を把握するための路面性状調査を17路線、延長約39キロメートルにわたり実施をしております。その結果、舗装のわだち掘れ等は確認されたものの、路面下の空洞化を疑わせるような異常は確認されていないとの報告でございます。

一方で、近年の道路陥没の主な要因としては、埋設管の老朽化や漏水等による路面下空洞の発生が指摘をされております。本町には下水道管の埋設はございませんが、上水道管の老朽化に伴う漏水事例も発生をしていることから、道路管理において十分注意していく必要があるものと考えております。

御質問の路面下空洞調査につきましては、地中レーダー探査車などの特殊機器を活用する調査手法が一般的であり、広範囲に実施する場合には多額の費用を要することから、本町が単独で町道全域を対象とした調査を実施することは非常に厳しい状況であります。

しかしながら、主要幹線道路や埋設管周辺など、道路陥没のリスクが高いと考えられる箇所につきましては、必要に応じて部分的な調査の実施も視野に入れながら対応してまいりたいと考えております。

また、国においては御指摘のとおり、道路法改正に伴う自治体支援制度の創設が検討されていると承知しておりますので、今後の制度動向や財政支援の内容を注視しながら、あわせてこのような制度も活用しながら、効率的、効果的な道路維持管理に努めてまいりたいと存じます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 最近は豪雨や地震、それも頻発して、毎日のようにニュースで聞くとあります。町管理、町道を含めた農道も、道路の陥没未然防止に向けた巡回点検、これは実施しているかどうかお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 この巡回点検を定期的に行っているかというお尋ねでございますが、詳細な部分については、建設課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 上園議員の御質問にお答えいたします。

道路陥没につきましては、議員御指摘のとおり、地下埋設物の老朽化や損傷、さらには近年頻発する豪雨や地震などの影響により、路面下空洞が拡大し発生する可能性があることから、道路利用者の安全確保のため、日頃からの点検と異常の早期

発見が重要であると認識しております。

本町におきましては、建設課職員による道路パトロールを実施しており、路面のひび割れや沈下、不自然なくぼみ、舗装の変状など、陥没の予兆となる異常の有無について確認を行っております。

また、日常的な道路維持管理を委託している南種子町まちづくり公社からの報告をはじめ、各集落の町政連絡員や地域住民の皆様から寄せられる情報につきましても、道路管理上の重要な情報として活用しており、異常が確認された場合には、速やかに現地調査を実施し、必要に応じて応急補修や安全対策を講じているところであります。

今後におきましても、定期的な巡回点検の継続と関係機関、地域住民との連携強化を図りながら、道路陥没の未然防止と安全安心な道路環境の確保に努めてまいります。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 今の答弁を聞いて安心をしたところであります。大きな事故が発生しないように、日頃の安全対策、これにはしっかりと努めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

鹿児島県教育委員会は、令和7年10月29日、鹿児島県内の公立学校を対象にした令和6年度児童生徒の不登校時の状況を発表しました。新聞報道を目にしたところであります。記事によると、小中高校生の不登校は5,676人、前年度より244人、約4.5%増、7年連続で過去最多となったようであります。不登校の内訳は、小学生が1,756人前年度比146人増、中学生が3,158人前年度比198人増、児童生徒1,000人当たりで見ると37.0人、全国平均が36.9人でありますので、ほぼ同じ数と見ていいと思います。これを見たときに、全国でも不登校の子どもたちは年々増加傾向にあるようであります。

質問に入ります。本町、小中学校児童生徒の不登校の現状について、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 上園議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度、7年度、8年度の不登校数で申し上げますと、令和6年度は小学校3名、中学校4名の計7名、令和7年度は小学校2名、中学校5名の計7名、令和8年度は5月末時点でございますが、小学校1名、中学校4名の計5名となっております。児童生徒1,000人当たりで見ると11.2%となっており、全国の3分の1以下となっております。非常に数値としては少ない状況であります。

不登校数の人数は、昨年度より減少してきておりますが、新たな不登校が出ることもないように、今後も引き続き、校長研修会や教頭研修会を通じて、具体的事例を基にして指導を行ってまいりたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ひとつよろしく願いをしておきます。不登校の子どもの数が増えているということで、平成28年に教育機会確保法という法律が成立をしたようであります。

この法律は、不登校など様々な理由で十分な義務教育を受けられなかった子どもたちのために、教育機会を確保するための法律だそうであります。

次の5つの基本理念があります。1、すべての子どもが安心して教育を受けられる学校環境の確保。2、不登校の子どもそれぞれの状況に応じた支援。3、不登校の子どもが安心して十分に教育を受けられる学校環境の確保。4、年齢、国籍を問わず能力に応じた教育の確保。5、国、地方公共団体、民間団体などとの密接な連携。

5つの基本方針が掲げておりますので、そこで質問をいたしますが、不登校児童生徒、保護者や家庭に対して講じている支援策、どのように取り組まれているか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 不登校問題についてでございますが、まずは義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律、教育機会確保法とありますが、これは過去に義務教育小学校、中学校に行けなかった子や、今行けない子、今後行かせるようにするためにどうするかといった、相対的な法律でございます。

その中で、過去に行けなかった子どもについては、各都道府県で、いろは中学というものを県が設置しております。

それから、不登校の多い自治体においては、学びの多様化学校というものを文科省が設置しているところであります。各自治体では、適応指導教室とかフリースクールとかというのをやっていますが、今のところ南種子町は少ない現状であります。

今の不登校児童生徒の支援策について申し上げますと、教室に入れない児童生徒に対しては、相談室や保健室等の別教室で学習に取り組ませたり、学校に登校できない児童生徒にはタブレット端末を利用して、自宅からオンラインで授業に参加させたりしております。

登校形態も多様でありまして、午前中のみ、午後のみ、あるいは1時間だけ授業を受ける部分登校や放課後の登校など、何よりも本人の興味関心や意欲を引き出す

ことを第一に考えて、無理のない形で学校とのつながりを維持しながら、段階的に学校復帰を目指しているところであります。

また、不登校児童生徒や不登校傾向のある児童生徒、あるいはその保護者に対しては、スクールカウンセラーによる相談を積極的に勧めているところでありまして、また、必要に応じて学校が招集するケース会議、そこには外部機関、教育機関支援センターの先生や医者を変えてケース会議を行うことで、本人や保護者をサポートする体制をつくっているところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） この教育機会確保法、この法律の施行に伴って、平成29年に文部科学省が義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針を定めているようであります。国と県、民間団体並びに町長当局と教育委員会、これがしっかりと連携をとって、教育環境の確保向上に取り組んでいく。この必要性について痛感しているところです。この件について、町長、教育長のほうから所信をお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

不登校に関する教育機会確保法について、県が設置する、いろは中学や不登校数の多い自治体に文部科学省が設置する学びの多様化学校など承知をしております。

教育委員会との連携については、私どもは三役、本町は特に、ほかのところではどうか分かりませんが、毎週、ほぼ毎週、教育長も含めて、あらゆる面について意見交換を朝やっております。そういうことから、意思疎通については十分図っているものと思います。

また、私は特に公立学校だけの不登校対策のみならず、これまでも本町出身の子どもが鹿児島の方に私学に行かれたりしている子どもたちもおります。

そして、ある方からも御相談があったこともありますので、これを調べてみますと、私学に係るものについては、これは文科省管轄外のようにありまして、学校教育委員会が管理をしているものではないということが分かりましたので、私としては、県の総務部の学事法制課だったりとか、そこになるようございまして、そういうところに私学に係るいじめ、不登校についても御相談を申し上げたことがあります。そういったことも含めて、教育長とは毎週、意思の疎通を図っているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

そして、本町では教育委員を含めた総合教育会議を開き、本町教育の課題などの情報を共有し、そして連携を図っているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 不登校は現代の喫緊の課題であるわけですが、南種子でも先ほど述べたとおりの少ない現状であるわけですが、国の方針に基づき、誰一人取り残さない教育を進めるために、新たな不登校を出さない、増やさないという支援となるよう、国や県が出す具体的事例等を基に研修を進めているところであります。

特に、不登校の原因とか保護者の協力体制、あるいは児童生徒の学習の保障、居場所づくりなどについては、各学校と教育委員会が密に連携して、個個に応じた指導体制を努めているところです。

また、町長とは、宇宙留学制度をはじめ、密接した教育との連携がありますので、総合教育会議などや、朝、月曜日の毎週の連携、あるいは協議などをして、町長から教育に対する地域住民の声といったようなものを聞きますので、そういうところとも連携を深く図れるようにして、日頃から町長部局とも連携をするように教育委員会としては努めているところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 町長部局と教育委員会とは、しっかり連携が取れているということであります。

次の質問に移りますが、学校教育活動における国際交流事業の推進についてであります。

この質問については、私事に関する部分も織り交ぜながらの質問となりますので、お許しをいただきたいと思います。私には、アメリカ合衆国カリフォルニア州に住んでいる孫2人がおります。1人は男の子で小学4年生、2人目は中学1年生で女の子。アメリカは州によって違うようですが、6月の初めから8月の中頃まで夏休みに入るようです。その期間は日本に帰り、私の家で過ごします。せっかく南種子町で2か月ほど暮らしますので、日本の素晴らしい学校教育の体験と多くの友達との交流を図るため、6月の20日頃から夏休み前の1か月間、体験入学という制度を活用して、中平小学校に毎年お世話になっているところであります。

今年も6月22日頃に帰省をします。この孫たちと一緒にアメリカの友達一家も日本を訪れ、南種子町で3日ほど過ごす予定になっております。この機会を利用して、保護者から南種子町の学校教育と友達とのふれあいを2人の子どもに体験させたいとの希望があり、早速中平小学校に出向き、山口校長に直接お願いしたところ、快く引き受けていただきました。期間は1日程度だと思います。

ちなみに、この2人の子どもが通っている小学校は、ロナルド・レーガン小学校といいまして、アメリカ合衆国第40代大統領、映画俳優、それ以前はカリフォルニア州知事を務められたロナルド・レーガン氏。アメリカ国内には、この大統領にち

なんで名づけられた公立のロナルド・レーガン小学校が多く存在するということでもあります。

カリフォルニア州。アメリカの西側に位置し、人口は約3,953万8,000人とされています。日本からも行きやすく、州都はロサンゼルスでもサンフランシスコでもない、人口50万人のサクラメントという中小都市だそうです。鹿児島市のような町です。カリフォルニア州には日本人も多く住み、日本企業も進出し、農業も盛んで、ヴァンデンバーグ宇宙軍基地というロケット発射場があり、アトラス、タイタンロケットなど商業衛星、軍事衛星も打ち上げられているようです。

今後、ますます進展するであろうグローバル化に備え、併せて国際社会に取り残されないために、令和2年度から小学校の英語教育、必修化されておるようであります。

宇宙が取り持つ縁、必修化された小学校の英語教育、今回の体験入学。これを機会にアメリカのカリフォルニア州と南種子町の子どもたちの交流につなげていけな
いか、今回一般質問に取り上げたところであります。

町長と教育長にお尋ねをいたしますが、南種子町の児童生徒の国際交流を進める
考えがないかお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 上園議員の御質問にお答えをいたします。

自治体が行う国際交流は、国際的な相互理解の促進、地域の活性化、教育・人材育成、観光促進による交流人口の増加、文化の継承と多様性の尊重など、様々な目的で実施をされるものと理解しております。

特に自治体同士での国際交流であれば、双方の自治体で相手方の状況やその目的をよく理解、整理した上で決定をしていく必要があると考えております。

また、教育・人材教育を目的として行う場合は、教育委員会との連携も必須であると考えております。

このようなことを踏まえますと、現状において、議員が提案をするカリフォルニア州との国際交流については、先方自治体からの提案も現状として本町には届いていないことから、現時点では可否も含め、考えを申し上げる状況にはございませんので、この点については御理解いただきたいというふうに思います。

ただ、近年、国際交流の話はほかにも複数いただいている状況がございます。自治体が国際交流を推進することは、多様な文化や価値観を共有し、それを通じて地域の発展、住民の国際理解の促進、そして地域基盤の強化等につながると考えますので、今後も、今いただいているところも複数あるんですけれども、持続可能で有意義な自治体間交流の可能性については、調査等を行ってまいりたいとそのように

考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 アメリカ、カルフォルニア州との国際交流についてのお尋ねだと思います。

国際理解教育という点で、グローバル化の進展の中、国際的に活躍する日本人を育成するために、外国語教育を含めた国際理解教育は重要、必須となっております。そのような中での小・中学校の外国語教育の目的は、特定の国との国際交流そのものを目的として制度化されたものではなくて、学習指導要領に基づき、英語を用いて様々な国々の他者と理解を深め、その国際的資質、能力を育成することにあるというふうに考えているところであります。

上園議員のおっしゃるとおり、国際交流を図るとすれば、町長答弁にもありましたとおり、相手方の自治体や教育委員会とのきめ細かな提携が必要になると考えます。特に義務教育、小中学校においてはなおさらのことであります。

また、予算の面や現地での安全保障、保険面のことなど、また引率者の確保、教育課程の確実な実施が、日本の実施ができていないかなどの課題があります。特に義務教育における普段の教育課程においては、児童生徒に対して平等で機会均等に学習体験をさせる観点から、子どもを選別するといった少人数の交流をさせるとなると、長期休業中などでの実施が考えられます。

ですから、今後実施するにあたっては、相手方の自治体や学校とのきめ細やかな打ち合わせ等があることから、目的に即したものであるかも含めて調査、研究をしていくことが必要だと考えているところです。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 前向きに取り組んでいただきたいと申し上げて、最後の質問に入ります。

町長選挙、出馬の意向についてであります。なかなか私も質問がしづらい面もありますが、そこは聞き流していただきたいと思います。

令和5年4月23日執行された南種子町長選挙、同町議会議員選挙。町長選挙はほかに立候補者がなく無投票当選。町議会議員選挙は定数10人に対し13人が立候補し、激しい選挙戦が繰り広げられました。

令和5年5月1日、小園町政2期目がスタートしたところであります。町長就任から今日まで、町政発展のため行政運営に積極的に取り組んでいただいているところであります。

その一例を挙げますと、交通安全対策事業、生活道路対策エリア上中地区。町並みが整然となり、住みやすく快適に生まれ変わりつつあり、令和8年度事業も間も

なく実施されるようです。これは令和9年度までを予定されているSPACE TOWN南種子宣言。荃南小学校新校舎建設。本年8月ごろは完成予定。子どもたちも楽しみにしているようであります。関係人口創出、デジタル人材育成拠点施設のオープン。屋根付きふれあい広場の開設。私も中に入ってみました、すごい広々とした施設で、これは幼稚園保育園の運動会にも使えるんじゃないかなと。社会教育課長にお尋ねしたところ、放送設備も、それからステージも設置する予定。文化施設にも活用できるというふうがいい施設を作ったなと思っています。それから農林水産物加工センターの移転と新築オープン。それから農業者トレーニングセンター改修。立派な体育館に生まれ変わっております。公立種子島病院の経営面の健全化。井関農機株式会社、有限会社かごしま有機生産組合、株式会社極楽湯、三菱重工業株式会社、超有名な国学院大学などとの包括連携協定の締結。自衛隊隊員宿舍並びに車輛整備工場及びヘリポートの誘致の建設。

令和8年度計画として、防災行政無線設備更新工事。これは令和7年度から9年度までの継続事業になります。前之峯陸上競技場の整備。それから、健康公園の野球場の電気設備の工事。備蓄倉庫前の整備事業などであります。

任期満了まで残すところ10か月ほどとなりました。次期、令和9年4月執行、南種子町長選挙、出馬の意向についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 上園議員の御質問にお答えをいたします。

次期、町長選挙への出馬の意向についてのお尋ねであります。

ちょうど4年前に2期目に向けて出馬の決意を述べさせていただきました。そして私は、これまでの7年1か月の期間、「町民総力で」を合言葉に、明るくお互いを尊敬しあえるまちづくりということを目指して、皆様と共に取り組んでまいったところであります。職員にも常に町民のために仕事をすること、そして、町民が喜ぶことは前向きに進められるように共に考えましょうということを申し上げてきたところでございます。

結果として、職員も皆様も意識改革などが進み、多くの人材が育ってきており、今後の町の将来に必ずや繋がっていくんだなということを確認しているところでございます。

また、長年置き去りにされてきた懸案事項もかなりありましたが、これらの案件にも真剣に真摯に取り組んで解決をしてまいりました。

次期町長選挙への出馬につきましては、8年度がスタートいたしましてから2か月が経過したばかりでございます。また、今任期の残りも11か月を切ったところでありまして、引き続き町民の皆様の負託に応えられますように、努力をしている最

中でございますので、令和9年4月の統一地方選、町長選挙への出馬については、いろいろ御要請も受けておりますけれども、現時点では、後援会とも話も何らしておりませんので決定をしていないところでございます。

今後、然るべき時期に後援会とも協議の上、判断をいたしたいと思います。これで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 町長に立候補の表明の場所を私はつくってあげたっちゃうことで、一般質問をしたんですけど、頑張ってください。

議長、明日12日はH3ロケット6号機の打ち上げ日ですね。ちょうど打ち上げ時間帯が午前9時53分59秒、議会の開会時間とちょうど重なっています。私はどうしてもこの打ち上げを、成功を自分の目で確かめたくて、お願いのようなことではありますが、ここに来ている課長の皆さんも、町長も、議員の皆さんも、やっぱりこのロケット打ち上げ見たいという考えは一緒だと思います。このことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、上園和信議員の質問を終わります。

散 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月12日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 1時38分

令和 8 年第 2 回南種子町議会定例会

第 2 日

令和 8 年 6 月 12 日

令和8年第2回南種子町議会定例会会議録

令和8年6月12日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 報告第1号 令和7年度南種子町繰越明許費繰越計算書
- 日程第2 報告第2号 令和7年度南種子町事故繰越し繰越計算書
- 日程第3 報告第3号 令和7年度南種子町継続費繰越計算書
- 日程第4 報告第4号 令和7年度南種子町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第5 議案第31号 南種子町条例の読点の表記を改める条例制定について
- 日程第6 議案第32号 南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する
条例制定について
- 日程第7 議案第33号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第34号 南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例制定について
- 日程第9 議案第35号 南種子町名誉町民の選定（顕彰）に付き同意を求めること
について
- 日程第10 議案第36号 令和8年度南種子町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第37号 令和8年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第38号 令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第13 議案第39号 令和8年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 同意第1号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第2号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第3号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第4号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第5号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第6号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第7号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第8号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第9号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第10号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第11号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 同意第12号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第26 請願陳情委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1 番	川内田 行 博 議員	2 番	野 首 久 教 議員
3 番	平 畠 強 議員	4 番	福 島 照 男 議員
5 番	名 越 多喜子 議員	6 番	柳 田 博 議員
7 番	大 崎 照 男 議員	8 番	上 園 和 信 議員
9 番	濱 田 一 徳 議員	10 番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 日 高 一 幸 書 記 河 野 彰 子

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	木 田 美 幸	会計管理者 兼会計課長	日 高 左 京
企画課長	立 石 勝 行	くらし保健課長	外 園 幸 喜
町民福祉課長	岩 元 浩 美	税 務 課 長	小 川 浩 輝
総合農政課長	山 田 直 樹	建 設 課 長	河 野 容 規
保 育 園 長	鮫 島 幸 紀	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	立 石 拓 也
教育委員会 社会教育課長	河 東 昭 寛	農 業 委 員 会 事 務 局 長	才 川 いずみ

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申合せ事項などのルールを厳守してお願いをいたします。

日程第1 報告第1号 令和7年度南種子町繰越明許費繰越計算書

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、報告第1号令和7年度南種子町繰越明許費繰越計算書を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、報告第1号令和7年度南種子町繰越明許費繰越計算書について御説明をいたします。

令和7年度一般会計予算繰越明許費の繰越額が確定をいたしましたので御報告いたします。

繰越計算書をお願いいたします。

今回の繰越明許費は7件の事業についてでありまして、翌年度繰越額の総額は1億4,348万7,000円となります。

財源内訳については、お目通しをお願いいたします。

なお、今回報告する事業につきましては、令和7年度一般会計補正予算（第8号）、（第9号）の計2件の予算審議において議会へ説明をし、議決をいただいたものになりますので、詳細な説明は省略をさせていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） 報告第1号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告されることから質疑は省略し、報告のみとします。

日程第2 報告第2号 令和7年度南種子町事故繰越し繰越計算書

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、報告第2号令和7年度南種子町事故繰越し繰越計算書を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、報告第2号令和7年度南種子町事故繰越し繰越計算書について御説明を申し上げます。

令和7年度一般会計予算事故繰越の繰越額が確定をいたしましたので、御報告を

いたします。

繰越計算書をお願いをいたします。

今回の事故繰越は、4件の事業についてであります。

まず、特定職員住宅補修事業につきましては、資材等の入手難及び納品遅延によるものでございます。

次に、庁舎及び研修センター外壁塗装工事につきましては、施工期間中の天候不良に伴い、工事の安全確保等を考慮し、やむを得ず工事を中断する状況が続いたことによるものでございます。

次に、旧たばこ乾燥施設修繕事業につきましては、施設利用者の利便性を優先に工期を設定をしておりましたが、天候不良が続いたことにより、やむを得ず工事を中断する状況が続いたことによるものでございます。

次に、学校営繕事業（中学校費）につきましては、天候不良が続いたことにより、やむを得ず工事を中断する状況が続いたことによるものでございます。

翌年度の繰越額は4,995万4,000円となります。

財源内訳については、お目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） 報告第2号は、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告されることから質疑は省略し、報告のみとします。

日程第3 報告第3号 令和7年度南種子町継続費繰越計算書

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、報告第3号令和7年度南種子町継続費繰越計算書を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 報告第3号令和7年度南種子町継続費繰越計算書について御説明を申し上げます。

令和7年度一般会計予算継続費の繰越額が確定をいたしましたので、御報告いたします。

繰越計算書をお願いをいたします。

今回の継続費繰越は、1件の事業についてであります。

荃南小校舎建設事業については、外構工事2工区及び渡り廊下工事に係る支払いに必要な財源を繰り越すもので、翌年度通次繰越額は2,107万円となります。

財源内訳については、お目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） 報告第3号は、地方自治法施行令第145条第2項の規定によ

り報告されることから質疑は省略し、報告のみとします。

日程第4 報告第4号 令和7年度南種子町水道事業会計予算繰越計算書

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、報告第4号令和7年度南種子町水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長 報告第4号令和7年度南種子町水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本案は、令和7年度南種子町水道事業会計における予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することを決定した経費について、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページの予算繰越計算書を御覧ください。

今回の繰越しは、款の1資本的支出、項の1建設改良費の1件で、繰越額は4,324万7,000円であります。

それでは、繰越理由について御説明いたします。

令和7年度生活基盤近代化事業におきましては、上中大宇都地区に位置する八久保水源地の整備を行っております。本事業は工事を2工区に分けて発注しており、1工区は発電機室築造工事、2工区は発電機設備工事として、それぞれ入札を実施いたしました。

このうち、1工区の建築工事において2回の入札不調が生じ、令和7年12月5日の3回目の入札により、請負業者が決定いたしました。このため、年度内に完了させるための標準的な工期が確保できなくなったことから、事業を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） 報告第4号は、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告されることから質疑は省略し、報告のみとします。

日程第5 議案第31号 南種子町条例の読点の表記を改める条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、議案第31号南種子町条例の読点の表記を改める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第31号について御説明を申し上げます。

議案第31号は、南種子町条例の読点の表記を改める条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでござ

ざいます。

本条例は、鹿児島県が令和8年4月1日より読点の表記を改めたことにより、本町も県に準じ、本条例の制定をするものであります。

それでは、本文をお開きください。

南種子町の条例（この条例の施行の際、現に効力を有するものに限る。）において読点として表記する「，（コンマ）」は「、（テン）」に改めることについて定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は令和8年7月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号南種子町条例の読点の表記を改める条例制定は、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第6 議案第32号 南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、議案第32号南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。管理課長。

○教育委員会管理課長 議案第32号について御説明をいたします。

議案第32号は、南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の改正は、数年入居がなく空き家となっている教職員住宅を一般住宅に転用し、教職員に限らず、家族留学後の定住希望者や移住者など、一般の方も入居できるよう、入居の対象を広げ、地域での住宅確保を目的とするものです。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

3 ページを御覧ください。

今回、教職員住宅から一般住宅に転用する住宅は、新旧対照表の右側、改正前の別表、上から2 段目、昭和45年建築の長谷小、49年建築の平山小、南種子中（平山）、53年建築の大川小、55年建築の中平小、4 ページ1 段目、62年建築の荃南小の合計6 戸になります。

そのほか、建築年度に元号を表記しております。

附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定は、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第7 議案第33号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第7、議案第33号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第33号について御説明申し上げます。

議案第33号は、南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、地方自治法第96条第1 項第1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、国が定める介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

第13条は、保険料の減免について、令和7 年度税制見直しにより、給与所得控除

の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたところですが、令和8年度までの第9期介護保険計画において必要な保険料の基準額を算定していることから、介護保険法施行令の一部を改正する政令により、税制見直し前と同様に住民税課税非課税の判定を行うよう改正されました。

ただし、給与所得のその増額分が給与所得控除の最低保障額の引上げの範囲内である場合は、介護保険法第142条の条例に定めるところにより、特別の理由があるものに該当するとして本条文を加え、当該者を8月に行う令和8年度保険料算定において、住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できることとするものでございます。

次に、改正条例の附則について御説明いたします。

2枚目をお開きください。

施行期日につきまして、この条例は公布の日から施行し、令和8年度分の保険料から適用することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第34号 南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第8、議案第34号南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長 それでは、議案第34号について御説明いたします。

議案第34号は、南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求

めるものでございます。

今回の改正は、老朽化に伴う一般住宅2棟の解体撤去による除却と、先ほど可決をいただきました議案第32号に伴う、教員住宅6棟の一般住宅への転用のため、本条例の別表を改めるものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

対照表右側、改正前の「名称・位置・家賃（月額）」の欄から、解体撤去に伴い「向方44－2」及び「荃永44－4」の2棟を削除するものでございます。

次に、4ページを御覧いただき、左側の改正後の欄を御覧ください。

下から6行目からとなります。

長谷45－2、西之町49－1、西之町49－2、大川53－1、焼野55－1、松原62－3の計6棟を追加してございます。これらは、教職員住宅から一般住宅へと転用し、町内居住者をはじめ、移住定住者やUターン者の方々の住宅確保のために活用を図るものでございます。

なお、転用後の家賃につきましては、これまでの教職員住宅における家賃が公営住宅法に準じて算定されていることから、現行の額をそのまま据え置くこととしております。

続きまして、2ページにお戻りいただき、条文別表の下段を御覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

_____・_____・_____

休憩 午前10時19分

再開 午前10時23分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第35号 南種子町名誉町民の選定（顕彰）に付き同意を求めることについて

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第9、議案第35号南種子町名誉町民の選定（顕彰）に付き同意を求める件についてを議題とします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長 それでは、議案第35号について御説明を申し上げます。

議案第35号は、名誉町民の選定について南種子町名誉町民条例第2条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所は東京都練馬区光が丘7丁目6番15-206号、氏名は柳田長谷男氏、昭和11年2月15日生まれでございます。

御本人の経歴などは、配付させていただきました、議案第35号説明資料をお目通しいただきたいと思っております。

柳田氏におかれましては、平成3年5月から4期16年間、南種子町長として本町の発展、町政の振興に御尽力をされております。特に、18年前の叙勲旭日双光章受章での国からの功績なども認められ、10年前の町制施行60周年のときの議会においても議論があったようでございますが、今回はそれらも踏まえ、そして、町民の皆様からの御意見等がございましたのでそれらを踏まえ、南種子町名誉町民選考委員会に諮問をいたしました。そして、南種子町名誉町民として選考答申をいただきましたので、長年の自治功労に対する御苦勞に報いるため、名誉町民として顕彰をいたしたく、今回同意を求めるものでございます。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。本案は、無記名の電子表決により採決します。議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、賛成・反対いずれかのボタンも押さない場合は、会議規則第81条の2第3項の規定によって、反対とみなします。

それでは、電子表決を開始します。

[電子表決]

○議長（塩釜俊朗議員） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 押し忘れなしと認めます。投票を終わります。

表決の結果を報告します。表決総数9名、賛成9名、反対0名。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、議案第35号南種子町名誉町民の選定（顕彰）に付き同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場閉鎖]

日程第10 議案第36号 令和8年度南種子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第10、議案第36号令和8年度南種子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第36号令和8年度南種子町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

予算書に基づいて説明をいたしますので、目次の表紙裏をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,570万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億3,510万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、目次の第2表、債務負担行為補正をお開きください。

第2表、債務負担行為補正につきましては、変更1件でございます。南種子町が借り受ける避難行動支援システムリース料について、契約期間の変更に伴い最終年度の限度額を増額する必要があるため、変更するものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明をしますが、人件費につきましては省略をさせていただきます。

それでは、目次の事項別明細書（歳出） 5 ページをお開きください。

5 ページから 9 ページの総務管理費につきましては、7 ページ、宇宙のまちづくり推進費の J A X A との宇宙港構想共同研究に係る普通旅費 200 万円が主なもので、565 万 2, 000 円を増額するものであります。

次に、13 ページから 15 ページ、農業費につきましては、14 ページのキャトルセンター運営費の飼料費 600 万円が主なもので、573 万 8, 000 円を増額するものであります。

次に、16 ページから 17 ページ、都市計画費につきましては、宇宙ヶ丘公園駐車場及び花園整備工事 640 万円を増額するものであります。

次に、17 ページ、消防費につきましては、熊毛地区消防組合南種子分遣所外壁塗装工事の計画変更に伴う、署所経費 1, 599 万 4, 000 円の減額が主なもので、1, 599 万円を減額するものであります。

次に、同ページから次のページの教育総務費につきましては、町制施行 70 周年記念事業負担金 205 万円が主なもので、395 万 9, 000 円を増額するものであります。

次に、19 ページから 20 ページ、保健体育費につきましては、学校給食費の需用費 300 万円が主なもので、236 万 3, 000 円を増額するものであります。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明いたしますので、目次の事項別明細書（歳入）をお開きください。

まず、地方交付税につきましては、今回補正の不足額を補うため、普通交付税 1, 108 万 3, 000 円を増額するものであります。

次に、国庫補助金・県支出金につきましては、防衛施設周辺整備事業国庫補助金 583 万円が主なもので、それぞれ計上するものでございます。

次に、4 ページ、基金繰入金につきましては、今回補正における各事業について、各目的基金から調整を図るものでございます。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細につきましては、この後の審議において、それぞれの担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から、5 ページ、議会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、5 ページから 10 ページ、総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、10 ページから 11 ページ、民生費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、12ページ、衛生費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、13ページから15ページ、農林水産業費、質疑はありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 総合農政課長へお尋ねですが、ジャンボタニシ対策事業費68万7,000円を計上しております。この発生状況と、それから駆除の方法についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 お答えをいたします。

発生状況につきましては、現在町内では、平山地区、それから西之の高田浦地区、それから本村地区に生息を確認しております。

今回は、平山地区の大浦川上域環境保全会が石灰窒素の一斉散布について実施するというので、一部その補助をする事業でございます。

散布方法につきましては、平山地区、主に仲之町集落と西之町集落の水田約35ヘクタールを対象に散布をいたします。ただ、面積が大きい関係で3か年に分けて実施をします。で、今年度は荒蒔田、それから新道周辺の13ヘクタールを実施をいたします。

実施時期につきましては、10月頃を予定しておりまして、石灰窒素の散布につきましては、10アール当たり30キログラムを散布する計画でございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、15ページから16ページ、商工費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、16ページから17ページ、土木費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、17ページ、消防費、質疑はありませんか。2番、野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 消防費については減額がなされております。塗装ができなかったという消防庁舎の件でしたけれども、今後、この消防庁舎についての塗装に関する工事等について、分かっていたら説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今回の署所経費の減額につきましては、当初予算において分遣所の庁舎外壁塗装工事を計画をしておりましたが、中東情勢の緊迫化等に伴いまして、塗料などの石油関連製品が急激な物価高騰が予想されております。当初の予算内で適切な執行が困難であるということで、今回は計画を一部見直すということで減額をしております。

今後につきましては、市場の動向などを見極めながら、適切な時期に再提案をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、17ページから20ページ、教育費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、20ページ、諸支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、歳入、3ページから4ページまで質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第2表、債務負担行為補正、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、全般にわたって、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号令和8年度南種子町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第11 議案第37号 令和8年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第11、議案第37号令和8年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第37号令和8年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

2枚目を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,932万8,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳出歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきまして、歳入予算から御説明いたします。

3ページを御覧ください。

今回の款の4国庫支出金から、4ページ、款の10繰入金まで、歳出予算の地域支援事業費の補正に伴い、それぞれ財源を補正するものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。

5ページを御覧ください。

款の5地域支援事業費の項の5一般介護予防事業費につきましては、地域支え合いグループの新規サロン立ち上げの際に支給する活動補助金で、例年より登録団体が多く見込まれるため、1グループ当たり3万円の5グループ分、15万円を増額するものでございます。

項の7包括的支援事業費及び任意事業の備品購入費につきましては、地域支え合い推進員の2地区、平山と西海地区の事務室にエアコンを設置するもので、物価高騰の影響により14万8,000円を増額するものでございます。

プリンターにつきましては、地域支え合い推進員の事務用プリンターが故障により使用不能となったための更新で、3万円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号令和8年度南

種子町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第38号 令和８年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
（第１号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第12、議案第38号令和８年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 議案第38号令和８年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

２枚目を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１億2,264万1,000円とするものでございます。

第１表の歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきまして、歳入予算から御説明いたします。

３ページを御覧ください。

款の６諸収入につきましては、歳出の補正に伴い、一時的実施事業収入64万1,000円を増額するものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。

４ページを御覧ください。

款の１総務費につきましては、高速船の燃料油価格変動調整金改正に伴う旅費の増額及び消耗品執行済分の減額で、合わせて2,000円を減額補正するものでございます。

次に、款の３保険事業費につきましては、一体的実施事業に係る会計年度任用職員の共済種別の変更による共済組合負担金の増額及び物価高騰の影響による備品購入費、血圧計の増額が主なもので、合わせて64万3,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第39号 令和8年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第13、議案第39号令和8年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長 それでは、議案第39号令和8年度南種子町水道事業会計補正予算書（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページを御覧ください。

第2条は、収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、支出を683万3,000円増額し、総額を2億7,266万6,000円といたすものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の既決予定額を補正するもので、職員給与費を683万3,000円増額し、3,377万円に改めるものでございます。

2ページにつきましては、予算実施計画となっておりますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

3ページを御覧ください。

予算事項別明細書について御説明申し上げます。

収益的支出でございます。

款の2水道事業費用、項の1営業費用におきまして、令和8年4月1日付の人事異動に伴い、目の4総係費を683万3,000円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号令和8年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時55分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 同意第1号 南種子町農業委員会委員の任命について

日程第15 同意第2号 南種子町農業委員会委員の任命について

日程第16 同意第3号 南種子町農業委員会委員の任命について

日程第17 同意第4号 南種子町農業委員会委員の任命について

日程第18 同意第5号 南種子町農業委員会委員の任命について

日程第19 同意第6号 南種子町農業委員会委員の任命について

日程第20 同意第7号 南種子町農業委員会委員の任命について

日程第21 同意第8号 南種子町農業委員会委員の任命について

日程第22 同意第9号 南種子町農業委員会委員の任命について

日程第23 同意第10号 南種子町農業委員会委員の任命について

日程第24 同意第11号 南種子町農業委員会委員の任命について

日程第25 同意第12号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第14、同意第1号南種子町農業委員会委員の任命についてから日程第25、同意第12号南種子町農業委員会委員の任命についてまでの計12件を一括して議題とします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長 それでは、同意第1号から同意第12号について御説明を申し上げます。

同意第1号から同意第12号は、南種子町農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により農業委員会委員を任命したいことから、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、順に候補者の住所、氏名を御説明をいたします。

同意第1号、住所、南種子町中之下1860番地9、氏名、中峰和則。

同意第2号、住所、南種子町西之3815番地1、氏名、砂坂浩一郎。

同意第3号、住所、南種子町島間618番地14、氏名、崎田善昭。

同意第4号、住所、南種子町茎永5362番地18、氏名、浦門俊伸。

同意第5号、住所、南種子町島間2998番地1、氏名、久保田力雄。

同意第6号、住所、南種子町島間1724番地、氏名、牛野進一郎。

同意第7号、住所、南種子町平山2493番地、氏名、原雅喜。

同意第8号、住所、南種子町中之上1830番地208、氏名、丸塚渡。

同意第9号、住所、南種子町西之6506番地4、氏名、高田真盛。

同意第10号、住所、南種子町中之上2740番地9、氏名、坂口浩一。

同意第11号、住所、南種子町西之3509番地40、氏名、黒木りか。

同意第12号、住所、南種子町中之下1126番地1、里団地63-3、氏名、上妻亜紀。

なお、履歴に関しましては、添付資料にて御確認をいただきたいと思います。

以上、同意案件12件について要約して御説明を申し上げましたが、任期満了に伴うものでございまして、それぞれ適任者と認め任命するため、御同意方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 広報紙の3月号で募集をしましたよね。その応募の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長 応募の状況について回答いたします。

令和8年3月17日から令和8年4月30日までを募集期間とし、応募者が12名。個人推薦が1名、団体推薦が1名、自薦が10名、以上12名の応募があったところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

同意第1号から同意第12号については、無記名の電子表決により採決します。
議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、賛成・反対いずれのボタンも押さない場合は、会議規則第81条の2第3項の規定によって、反対とみなします。

これから、同意第1号を採決します。

それでは、電子表決を開始します。

[電子表決]

○議長（塩釜俊朗議員） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 押し忘れなしと認めます。投票を終わります。

表決総数9名、賛成9名、反対0名。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第1号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第2号を採決します。

それでは、電子表決を開始します。

[電子表決]

○議長（塩釜俊朗議員） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 押し忘れなしと認めます。投票を終わります。

表決の結果を報告します。表決総数9名、賛成9名、反対0名。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第2号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意3号を採決します。

それでは、電子表決を開始します。

[電子表決]

○議長（塩釜俊朗議員） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 押し忘れなしと認めます。投票を終わります。

表決の結果を報告します。表決総数9名、賛成9名、反対0名。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第3号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第4号を採決します。

それでは、電子表決を開始します。

[電子表決]

○議長（塩釜俊朗議員） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 押し忘れなしと認めます。投票を終わります。

表決の結果を報告します。表決総数9名、賛成9名、反対0名。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第4号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第5号を採決します。

それでは、電子表決を開始します。

[電子表決]

○議長（塩釜俊朗議員） ボタンの押し忘れはありませんか。

もう一度確認をいたします。ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 押し忘れなしと認めます。投票を終わります。

表決の結果を報告します。表決総数9名、賛成9名、反対0名。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第5号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第6号を採決します。

それでは、電子表決を開始します。

[電子表決]

○議長（塩釜俊朗議員） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 押し忘れなしと認めます。投票を終わります。

表決の結果を報告します。表決総数9名、賛成9名、反対0名。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第6号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第7号を採決します。

それでは、電子表決を開始します。

[電子表決]

○議長（塩釜俊朗議員） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 押し忘れなしと認めます。投票を終わります。

表決の結果を報告します。表決総数9名、賛成9名、反対0名。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第7号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第8号を採決します。

それでは、電子表決を開始します。

[電子表決]

○議長（塩釜俊朗議員） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 押し忘れなしと認めます。投票を終わります。

表決の結果を報告します。表決総数9名、賛成9名、反対0名。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第8号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第9号を採決します。

それでは、電子表決を開始します。

[電子表決]

○議長（塩釜俊朗議員） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 再度確認をいたします。ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 押し忘れなしと認めます。投票を終わります。

表決総数9名、賛成9名、反対0名。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第9号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第10号を採決します。

それでは、電子表決を開始します。

[電子表決]

○議長（塩釜俊朗議員） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 押し忘れなしと認めます。投票を終わります。

表決の結果を報告します。表決総数9名、賛成9名、反対0名。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第10号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第11号を採決します。

それでは、電子表決を開始します。

[電子表決]

○議長（塩釜俊朗議員） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 押し忘れなしと認めます。投票を終わります。

表決の結果を報告します。表決総数 9 名、賛成 9 名、反対 0 名。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第11号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第12号を採決します。

それでは、電子表決を開始します。

〔電子表決〕

○議長（塩釜俊朗議員） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 押し忘れなしと認めます。投票を終わります。

表決の結果を報告します。表決総数 9 名、賛成 9 名、反対 0 名。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第12号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第26 請願陳情委員会付託

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第26、本日までに受理した請願陳情は配付済みの請願陳情審査文書表のとおり、総務文教委員会へ付託しましたので報告します。

散 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月19日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午前11時19分

令和 8 年第 2 回南種子町議会定例会

第 3 日

令和 8 年 6 月 19 日

令和 8 年第 2 回南種子町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 19 日（金曜日） 午前 10 時開議

1. 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 提案理由の説明
- 日程第 2 議案第 40 号 工事請負変更契約の締結について〔令和 7 ～ 8 年度荃南小学校建設事業 建築本体 A 工区〕
- 日程第 3 議案第 41 号 工事請負変更契約の締結について〔令和 7 ～ 8 年度荃南小学校建設事業 建築本体 B 工区〕
- 日程第 4 委員長報告（陳情審査 総務文教委員会）
- 日程第 5 発委第 4 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書の提出について
- 日程第 6 閉会中の継続審査・調査申し出
- 日程第 7 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10 名）

1 番	川内田 行 博 議員	2 番	野 首 久 教 議員
3 番	平 昌 強 議員	4 番	福 島 照 男 議員
5 番	名 越 多喜子 議員	6 番	柳 田 博 議員
7 番	大 崎 照 男 議員	8 番	上 園 和 信 議員
9 番	濱 田 一 徳 議員	10 番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0 名）

5. 出席事務局職員

局 長 日 高 一 幸 書 記 河 野 彰 子

6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名 氏 名 職 名 氏 名

町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	木 田 美 幸
会計管理者 兼会計課長	日 高 左 京	企 画 課 長	立 石 勝 行
くらし保健課長	外 園 幸 喜	町民福祉課長	岩 元 浩 美
税 務 課 長	小 川 浩 輝	総合農政課長	山 田 直 樹
建 設 課 長	河 野 容 規	保 育 園 長	鮫 島 幸 紀
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	立 石 拓 也	教 育 委 員 会 社会教育課長	河 東 昭 寛
農 業 委 員 会 事 務 局 長	才 川 いずみ		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申合せ事項などのルールを厳守してお願いをいたします。

日程第1 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、町長提出の追加議案第40号から議案第41号について、提案理由の説明を求めます。町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今回、追加提案いたしました案件は、事件案件2件でございます。

それでは、要約して御説明を申し上げます。

議案第40号及び議案第41号は、工事請負変更契約の締結についてございまして、令和7～8年度荃南小校舎建設事業に係る建築本体A工区と建築本体B工区の変更契約についてでございます。

なお、請負契約業者と設計工事管理業者により設計図面に基づいて現場と協議調整の上、協議書が提出されてきたものを所定の手続を得て変更仮契約を締結したものであります。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第40号 工事請負変更契約の締結について〔令和7～8年度荃南小学校建設事業 建築本体A工区〕

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、議案第40号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。管理課長。

○教育委員会管理課長 議案第40号について御説明いたします。

議案第40号は、令和7年9月12日議決第58号で議決を得た、令和7～8年度荃南小校舎建設事業 建築本体A工区請負契約について、変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の変更契約は、昨年から施工している荃南小学校管理教室棟建設について、これまでの工事实績を踏まえ、受注者である事業者、工事監理業務を担う設計業者と変更事項などの確認を行い、工事の方法、使用する資材、数量に一部変更があったことから、請負金額を2億4,970万円から2億4,438万2,000円に変更するものです。

契約の目的、契約の方法、契約の相手方に変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第3 議案第41号 工事請負変更契約の締結について〔令和7～8年度荃南小学校建設事業 建築本体B工区〕

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、議案第41号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。管理課長。

○教育委員会管理課長 議案第41号について御説明いたします。

議案第41号は、令和7年9月12日議決第59号で議決を得た、令和7～8年度荃南小校舎建設事業 建築本体B工区請負契約について、変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の変更契約は、昨年から施工している荃南小学校普通教室・特別教室棟建設について、これまでの工事实績を踏まえ、受注者である事業者、工事監理業務を担う設計業者と変更事項などの確認を行い、工事の方法、使用する資材、数量に一部変更があったことから、請負金額を2億8,050万円から2億8,306万円に変更するものです。

契約の目的、契約の方法、契約の相手方に変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4 委員長報告（陳情審査 総務文教委員会）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、委員長報告の件を議題とします。

総務文教委員会に付託しておりました陳情については、審査結果報告書を配付しておりますが、審査の経過と結果について、総務文教委員会委員長の報告を求めます。総務文教委員会、野首久教委員長。

〔野首久教総務文教委員長登壇〕

○総務文教委員長（野首久教議員） 総務文教委員会委員長報告（陳情審査）。

総務文教委員会委員長、野首久教。

令和8年第2回定例会において、総務文教委員会に付託された陳情第1号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、令和8年6月12日金曜日午前11時30分より、第1委員会室において全委員出席の下、付託を受けた陳情第1号の審査方法等について協議を行い、提出者からの趣旨説明及び町執行部の説明を受けることとしました。

令和8年6月15日月曜日午前9時30分より、第1委員会室において、提出者大郷由佳氏の代理で福ヶ迫健一氏に出席いただき、陳情書の趣旨説明を求めました。

陳情書の要点は、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種配置増など、教職員の定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げが不可欠とのこと。

国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請となっており、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠とのことで、5項目について要望する内容でした。

提出者への質疑として、国の関係機関への提出を陳情しますとなっているが、陳情先については陳情者のほうから指定していただいたほうがよいと思うので、どの機関に提出したらよいか。との問いに、衆議院・参議院の議長、財務省、文部科学省、総務省等に提出していただければありがたいと思っている。との回答を受け、当委員会として提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に提出することを全委員の賛成で決定しました。

また、高等学校での35人学級を早急に実施することとなっているが、学校統廃合や学科等も学校によっても違うということから、35人体制にするのは非常に難しいのでは。との問いに、今、中学校まで35人体制となる流れがあるうちに、高等学校までのめどをつければ、高等学校全体を考えた場合、大きくメリットがあることだと考えている。との回答だった。

また、同日午前10時より第1委員会室において、教育委員会立石管理課長及び前平参事兼指導主事、福森学校教育係長兼指導主事の計3名に出席いただき、陳情第1号についての教育委員会としての考え方について説明を受けました。

教育委員会としては、現在、学校における課題も複雑化・多様化しており、学習指導要領を踏まえた教育課程を確実に実施して、質の高い教育を持続発展するためには、このような取組が必要だと考えている。との認識でありました。

陳情者及び教育委員会からの説明後、陳情第1号についての討論はなく、挙手採決を行った結果、全員一致で当委員会に付託された陳情第1号は、採択すべきものと決定しました。

陳情第1号については、本会議において採択された場合、意見書の発委を予定しておりますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

以上で、総務文教委員会に付託されていた陳情第1号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（塩釜俊朗議員）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は一括し

て行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5 発委第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書の提出について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、発委第4号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。総務文教委員会、野首久教委員長。

〔野首久教総務文教委員長登壇〕

○総務文教委員長（野首久教議員） 発委第4号について提案いたします。

発委第4号は、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書の提出であり、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

別紙意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛てに提出するものです。

提出者は、南種子町議会総務文教委員会です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しているなど、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することは困難な状況となっており、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げが不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は28年度までに35人に引き下げられますが、今後は高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、4月から学校の働き方改革は、教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められますが、3分類の業務に関わらず業務の外部移行・委託を行うためには、国による自治体への財政措置等が不可欠です。

厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間で教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、県財政を圧迫し続けています。

国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請となっており、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠との趣旨です。

国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう強く要望するものであります。

よって、南種子町議会は、2027年度政府予算編成において、別紙5項目が実現されるよう地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　討論なしと認めます。

これから発委第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　異議なしと認めます。したがって、発委第4号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第6　閉会中の継続審査・調査申し出

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、閉会中の継続審査・調査申し出の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によって、配付済みのとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

_____・____・_____

日程第7 議員派遣

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。配付済みの議員派遣のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

_____・____・_____

閉 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和8年第2回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

_____・____・_____

閉 会 午前10時21分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議員 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 平 畠 強

南種子町議会議員 福 島 照 男